

平成20年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（6月9日）

1. 開 会	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 諸般の報告	5
1. 日程第4 一般質問	
喜山 康三君	6
坂元 克英君	22
大田 英勝君	32
1. 日程第5 議案第31号	41
1. 日程第6 議案第32号	42
1. 日程第7 議案第33号	44
1. 日程第8 議案第34号	48
1. 日程第9 議案第35号	59
1. 日程第10 議案第36号	60
1. 日程第11 議案第37号	61
1. 日程第12 議案第38号	62
1. 日程第13 認定第39号	63
1. 日程第14 承認第 1号	64

第2日（6月16日）

1. 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙について	72
1. 日程第2 陳情の委員長報告並びに討論採決	73
陳情第2号 文教経済常任委員長	73
1. 追加日程第1 発議第2号	74
1. 日程第3 議員定数、議員報酬等について調査報告の件	75
1. 日程第4 閉会中の継続審査、調査申し出について	76
1. 閉 会	77

平成20年6月 第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議 会 日 程
6	9	月	本会議(開会)一般質問 常任委員会・与論町議会議員定数等調査特別委員会
	10	火	休会
	11	水	常任委員会
	12	木	予備日
	13	金	予備日
	14	土	休会
	15	日	休会
	16	月	本会議(閉会)

平成20年第2回与論町議会定例会

第 1 日

平成 20 年 6 月 9 日

平成20年第2回与論町議会定例会会議録
平成20年6月9日（月曜日）午前9時20分開会

1. 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第31号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第32号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第33号 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第34号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第35号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第36号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第37号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第38号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第13 議案第39号 奄美群島広域事務組合理約の変更について
- 第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

2. 出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 供利泰伸君 | 2番 福地元一郎君 |
| 3番 喜山康三君 | 4番 本畑敏雄君 |
| 5番 坂元克英君 | 6番 大田英勝君 |
| 7番 酒匂展秀君 | 8番 |
| 9番 野口靖夫君 | 10番 麓才良君 |
| 11番 喜村政吉君 | 12番 町田末吉君 |

3. 欠席議員（0名）

欠員（1名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名(12名)

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計課長	松井村悦君
税務課長	沖吉明君	町民福祉課長	沖野一雄君
清掃センター所長	杉田愠孝君	産業振興課長	池田一郎君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員(2名)

事務局長	岩村中里君	書記	林孝徳君
------	-------	----	------

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。

私ども、議会にとりましては1期4年間の最後の議会でございます。議会の皆さんも、執行部の皆さんもよろしく申し上げます。

ただいまから平成20年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、喜山康三君、及び10番、麓才良君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月16日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、次は諸般の報告であります。

報告事項については、印刷して配布してありますが、その概要については、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。事務局長。

○事務局長（岩村中里君） この際、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、平成19年度与論町繰越明許費繰越計算書、平成19年度与論町事故繰越明許費繰越計算書及び平成20年5月分の例月出納検査結果報告書並びに平成19年度鹿児島県市町村土地開発公社与論支社決算関係書類について提出がありましたので、その写しを配布してあります。

次に、閉会中における町外出張活動の状況は以下のとおりであります。お目通し願います。

次に議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に徹していただき、第87号を印刷配布してありますが、ご協力いただきました全議員の皆様にご感謝申し上げます、報告といたします。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

3番、喜山康三君。3番。

○3番（喜山康三君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○3番（喜山康三君） 平成20年第2回一般質問を行います。

2004年、平成16年の議員選挙において町民のご支持をいただき、再度議員として当選させていただきました。この4年間、町民の付託に応えるよう誠実に一生懸命議会活動を努めてきました。昨年7月には、長年役場に勤務され、本町発展にご尽力された村田徹氏が在職中にご逝去されました。また、徳田隆男先輩議員も志半ばにしてご逝去されたことは大変残念でした。いつまでも本町発展を、天国からお見守りください。故村田徹さん、徳田隆男先輩議員のご冥福を、この議場から改めてお祈り申し上げます。

敬称は略しますが、平成16年9月以降尚樹正明、平田暢孝、竹内豊一郎、大原清景、酒匂カツ子、吉井福栄、井上宏和、西進一朗、辻ミツ子、前田邦代、南仁孝、阿多重博、川上政雄、裾分一成、竹盛窪、石峯康雄、嶺秀和、村田徹、大田元茂、西徳市、山安弘、町寿江、岡山則夫、の23人の方々がご退職され、6月には町敏文、松井村悦両氏が退職を予定されています。ベテランの域に達した優秀な職員がさまざまな理由で次々退職されています。

一般質問においても質しましたが、本町、役場職員の年齢構成は特定な年代に偏在し、特に40代以下は正規・臨時職員の構成が逆転するなど、近い将来、役場業務に重大な支障が発生するのではないかと危惧し、何らかの対策を取られるよう求めました。与論町役場採用受験者への年代制限を撤廃するなど、広く人材の登用を今から進めないと、本町発展のソフト部門の充実発展は覚束ないのではないかと懸念しております。人材の奪い合いになる時代は既に到来しています。いろんな意味で職場の改善、改革を図り、働き甲斐のある健康的な職場の構築を推進し、優秀な人材の登用と育成に、町長のさらなる決断と実効を強く要望し、一般質問に入ります。

1. 1,500m与論空港の実現は本町最大、最優先の政治課題と考えます。万全の体制を図るべきと考えるが町長の見解を伺いたい。

2. 国民健康保険財政調整基金は既に枯渇している。国保税引き上げの必要はないか、さらに財政改革を進めない限り町民の理解を得るには厳しいのではないか、町長の見解を伺いたい。

3. 与論中学校特別支援学級卒業生を何らかの形で与論高校への受入について県に要望する考えはないか見解を伺いたい。

続いて、質問席において質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまの喜山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初に、1の（1）についてお答え申し上げます。

与論空港は、町内外関係者はじめ多くの方々のご努力と地元地権者や周辺住民各位のご理解の元に建設開港しており、私自身その真っ直中に身を投じた者としての格別の思いを持っているところであります。

現在の空港は、滑走路長1200m、着陸帯を含め総延長1,440m、総幅員120mであり、サブ機、DASH8-100、300、Q400型機が就航しておりますが、鹿児島県便のQ400型機については、与論鹿児島間の所要時間の短縮や静穏性等、前就航機材と比べ、格段の向上が見られておりますが、与論鹿児島間の必要燃料搭載が大きいことも相まって、現在の滑走路の長さでは機材のフル能力が発揮できず、定員74名を64名に搭乗制限して運航している実状であり、安全運航の確保や搭乗定員確保の必要性の面からも早期拡張整備が求められております。

空港拡張につきましては、航空会社からの強い要請もあり、これまで、県や大阪航空局に対し空港延長のお願いをしまいましたが、今後滑走路の耐震構造の整備と合わせ、Q400型機の十分なる運航ができる滑走路の拡張整備ができるよう最大限の努力を重ねてまいる所存でありますので、地権者はじめ、関係者ご一同のご理解とご協力をお願いいたします。

次に2の（1）について、お答え申し上げます。

国民健康保険特別会計の財政運営につきましては、被保険者に係る医療費が年々増嵩する傾向にあるため、予算編成及び決算状況など極めて厳しい運営状況でございます。

ご指摘のように、これまでは国保特別会計の財政調整基金の取り崩し等で対応してまいりましたが、昨年度末に至り、基金残高がいよいよ底をついてまいりまし

た。

このため、国保特別会計の主要財源の一つである国保税について、見直しを行わざるを得ない状況であり、現在税率等を引き上げる方向で具体策を検討しているところでもあります。

行財政改革等については、「与論町自立化戦略会議からの提言」、「与論町行政改革集中改革プラン」、「単独でやっていくための方法の検討」等に基づき、これまでも鋭意取り組んでまいりました。しかしながら、今後地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保険・保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるところでもあり、徹底した行財政改革を推進するとともに、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であると考えております。

3の(1)については、教育長より、ご説明申し上げます。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 3の(1)についてお答えします。

中高一貫教育の立場から、これまでも県立与論高等学校に特別支援学級が設置できないかということについて、保護者の意向を尊重しながら、中学校、高校、そして就学指導委員会で検討を重ねてきました。その結果、義務教育を終了した段階で、それぞれの障害に応じ充実した教育機関としての特別支援学校があり、そこに行かせた方が、よりその子の能力・適性の発達、就業訓練という面からも効果的であるということで現在に至っております。しかし、今回特に、どうしても親元から離せないという特別なケースということで、具体的な実情を県の高校教育課に説明して、特別に設置を要請いたしました。しかし、学校教育法施行規則の中で、高校においては「教育課程編成の特例」に定められていないため、全国的に、公立高校には特別支援学級は設置されていないということでもあります。

そこで、現実的に可能なこととしては、①大島養護学校から週3回2時間ずつの地元指導者による訪問教育が受けられるということ。②保護者の要望によっては与論高校にそのための教室を設置してもらうとともに、学校行事等への参加交流もさせることができるということでもあります。

今後、1年半かけて、中学校と保護者で話し合ってもらい、必要があれば与論高校や県高校教育課に対して協力を要請していく所存でございます。

○議長（町田末吉君） はい、3番。

○3番（喜山康三君） まず、はじめに空港について質問したいと思いますが、なぜ今、空港の拡張が必要か、1,500が必要なのか、そのことについて町長はどのようにお考えかをお願いします、伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、第1点は、私ども行政の責任の問題であります。これは県も含めてございますけれども、企業がこれだけの必要性を認めて飛ばす機材の機能を十分に発揮できる状況にないということでもあります。これは行政の私どもの責任でもあると考えておりまして、早急にその機材が十分に機能発揮できる状況に持っていく責任があるというふうに考えております。

そういう観点から、今まで県の方に陳情してきたわけでありまして、土地の購入は県が購入するという事になっておりまして、どうしても県の承諾を得なければならぬということでありまして、皆さんご承知のように、先般、知事が与論島においていただいて、いろいろと県政説明会があったおりにその話が出たわけですが、そのときに今現在の利用率の問題が出てまいりまして、私どもとしても努力不足という、なんといいますか、指摘を受けたという思いをしておりまして、今後観光を伸ばすことによって、あるいは企業誘致によって島内人口を増やすことによって、それに応えていく必要があるんじゃないかということで、一生懸命、今、努力をしている最中でありまして、それと合わせながら、拡張に向かって徐々にではありますけれども、今、努力を始めているところであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 当然、県知事がおっしゃるのはもっともなことで、私が町長にお尋ねしたいのは、何故に1,500の飛行場が必要なのか、どういう意味で必要なのかということについてですね、もう一度伺いたいんです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど、申し上げました観光問題についてであります。まず今までの私どもの与論空港については、民生の安定というのが第一義であったというふうに思います。これからは私ども島の活性化、あるいは料金ですね、料金体制の改革についてはどうしても飛行場を延長して、島の将来、何といいますか、極端になるかと思いますが、運命が掛かっているというふうに考えております。

そういう意味で、どうしても必要であるというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 私、1,500mに固執する理由は、資料の方にも配布しましたが、以前から国産ジェット旅客機の就航開発のことについても、だいぶ今年になってから開発がスタンバイしたと。いわゆる航空の機材関係とか、航空行政の日本全国を取り巻く航空行政において、なぜ1,500が必要かと。

今の状況では、那覇からとか、鹿児島から来るという形の、いわゆる私たちが観

光とか、さまざまな形に行うためのいわゆる選択肢が非常に狭められていると。実を言うと、町長が議員時代に空港のことに関しては相当質問をされております。ちょっとさっき資料を配るのを忘れていましたけど、よろしいですか、議長、ちょっと席を離れますけど。(資料配付)

町長、これ平成7年から空港に関する議会での一般質問の内容を大体取り上げてみたんですけど、モリ ユタカさんから平成7年4月をはじめに、麓議員、そして山下議員、それから平田町長がこれに対していろいろ答弁されております。私は町長にお尋ねしたいのは、今まで飛行場拡張において、どういう点がまずかった点があったのか、どういうところがもっと煮詰める必要があったんじゃないかと。その理由は、ご承知のとおり与論島・喜界島・沖永良部は1,500の拡張ということで県からもやると、そういうことで話があったと伺っております。けど、どういうわけか沖永良部だけは1,500mを満たさなくても1,300ちよいですか、着工をして終わっております。

私が思うのは、必ずしも1,500でなくても、その時代の中でできる最大限の延長は図っておくべきじゃなかったかと。なぜそれが与論町はできなかったんだろうかと、ひとつ大きな疑問をいただきました。前の町政について避難しているわけじゃないんですけど、この、先の南町長が議員されていたときの質問内容とか、執行部の答弁の内容をですね、ずっと何回も読みましてですね、この中でなにが足りなかったのか、どういうことが議員も町民も、私は町長だけに言っているわけじゃなくて、観光業界の方々も私、議員もすべて町民の方々が、この飛行場に対してどれだけ、もっと真剣に取り組んでいたかなということに対して非常に疑問を持ちました。そのことについて、町長、ご意見を伺いたいです。

○議長(町田末吉君) 町長。

○町長(南 政吾君) 議員時代の質問した、今もそのとおり行政に対してのお願いもいっぱい申し上げた、今でも頭の中に残っているわけでありましてけれども、私としてはどうしても、この空港の拡張をしなければ島の将来はこれ以上の発展は見込めないというふうに考えております。

ただ、島内の整備をしつつ、ただ闇雲に拡張だけではなく、それに応えられるだけの島内整備も必要であるという思いもありまして、実際に中に入って見て分かることがたくさんございまして、例えば、この拡張の一番大きな原動力となるのは観光客の増以外に無いというふうに考えてきたわけでありまして、それがなかなか実現できなかったという面もありまして、こう下火になったような感がありますけれども、拡張についての思いというのは、もう今もずっと持ち続けていますし、年々その想いは大きくなってきているわけでありまして。

そういう点で、今回ですね、この平成20年度元年という考え方、いろんな方面に働きかけをしているわけでありますが、拡張の問題についても、これ相まってやっていきたいというふうに思っております。先般、地域の方々のご意見も全部じゃないですが、お聞きしまして、非常に好意的におっしゃっていただいております。

そういう点では、きちっとしたあれであれば島内の方はお願いできるんじゃないかというふうに考えております。ただ、問題は費用対効果といいますか、今の県の財政状況からいきまして、我々が一日でも早く搭乗者の増を図っていく必要性があると。それをしない限り、いくら言っても空論にしかならないという思いをしております。まずは搭乗者をできるだけ早く増やしていきたいと、この3年半では方向性ができるようにがんばりたいと思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 町長、私は今までの町長の議員の時の質問と、町長、平田町長の執行部における答弁をお聞きして、今、町長がおっしゃっている費用対効果とか、観光客を増やさなくちゃいけない、搭乗率を上げないということは、本当そっくり、同じ事をまたここで言われているんですよ。これ1枚目の下から7、8行ぐらいで。平田町長の時、「ニワトリが先か、卵が先か」ときておるんですよ。搭乗率を上げないと飛行場ができない、拡張できないということですね、まったく同じ答弁なんです、これ。

だから、私が言うのは搭乗率を上げるとか、そういう意味ではなくて1,500空港というものが、どういう意味で与論に必要なかということの論立てというものをきちっとやらないと、こういう費用対効果とか、いわゆる需用性とか搭乗率とか、そういう数字で私たちのいわゆる空港の拡張の論理が押し込まれちゃうわけなんですよ。

私の資料にも出したんですけど、さっき言ったように日本の国産の1,500の、今、いわゆるMRJ、先週の金曜日にもうNHKのテレビにも出てきましたけど、これは70名から90名、最低1,460mの飛行場から離発着ができるということになっているわけですよ。ほとんどカーボンでできて軽量化されて、燃費が今のジェット機の30%以上燃費が安いと。いわゆる技術革新で、ここまで来ると。そうして与論を中心にして、いわゆる1,630キロの、このMRJの航続距離で丸円の、真円を書いてありますけど、これは結局時と場合によっては成田からでも羽田からでも、結局いつでもチャーター便が乗り入れることが可能性がもう圏内に入って来たということですよ。

だから、私たちのこの与論空港は那覇空港だとか鹿児島空港のエリアの話じゃな

くなっているわけですね。じゃあ、与論はそれだけ観光客の受け入れることのできる島か、それだけ観光客が来るかといわれたら身も蓋もないわけですよ。来るような島にやりますと、がんばりますと、ぜひつくってください、それしかないと思うんですよ。

それから、別の新聞記事にも伊平屋空港がですね今度着工というか、これの調査に入って、ほぼ着工される予定ですけど、ここにはもちろんRACの飛行機が就航します。当然、38名乗りの与論に來ている飛行機の機種だと思うんですけど、いわゆる、そういう意味での機材の奪い合い、そういう意味での与論への制約が深まってくるんじゃないかと。

それから、ご承知のとおり那覇空港も今度2本の滑走路をするかどうかということで、もうその調査に入っております。これだけ、いわゆる東洋のハブ空港になるんじゃないかといわれる那覇空港を身近に私たち与論は神様のお陰というか、そういう地の利を得ています。そういう意味でも、この与論の1,500空港というのは単なる延長するだの、観光客が増やせるだの、搭乗率を増やせだのの問題の次元の話じゃないと私は思っています。

そのことについて、町長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくおっしゃるとおりでありまして、このMRJの問題については、先般、昨年から話題になって、いよいよ実現として今、職員の募集も全国的に今やっている最中でありまして。

当然、私ども与論町に入りました企業の1つがその部品を作るんじゃないかと、ほとんど間違いはないということではいわれているわけでありましてけれども、このジェット機が次世代のジェット機になるんじゃないかということで国内で非常に注目されているわけですが、それに対応することと、もう1つ大きな問題が平成22年に今、日本の国際空港の整備がほぼ終わるということで、あとは地域のローカルの空港をどうするかという方向に向かっていく可能性があるんじゃないかということが伝えられております。

そういう面もありまして、私どものこの与論空港についても、それに合わせた形で進める必要があるんじゃないかというふうに考えております。その関係もありまして、先般、大阪航空局まで行っていろいろご指導いただいていたところでありまして、1,500の延長についてはもう私の政治課題として、今後検討して、推進してまいりたいと。

それと、あとは先ほど、ニワトリ・卵の問題であります。どこも出ますと、予算が付くと必ずそういう問題になりますので、もう私の今、回答するのが、それと

ほとんど同じ、確かにそのとおりだと思いますけれども、ただ時間的にどこを目途にするかということをはっきりした形で、先ほど申し上げました3年半以内には具体的にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） ここに商工観光課からいただいた、年別入込客数表というのがあるんですけど、2007年度が、エア、飛行機の入込が3万2,468、町長はこの数字をどうお考えですか、どうとらえていますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども与論島のですね、まずは観光客、昭和53年、54年の15万人を超えたような状況で「いらっしゃい、いらっしゃい」でやっても、これは悪宣伝になるという考え方もございまして、私は先ほど申し上げた、ニワトリの卵になるかもしれませんが、島内整備、いわゆるやってきたのが13万人は大丈夫だという施設をほとんど基準にして考えてきております。したがって、この3万2,468の、非常にそれからいきますと少ないわけがありますが、15万人来た時代はほとんどが船で来ているわけで、飛行機で来ているお客さんはほとんど変わりが無いということで、飛行機の、空からの道を広げれば可能性は十分にあるというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 19年度の年合計が6万2,398になって、飛行機による3万2,468が搭乗しているわけですが、私はですね町長さん、東京から韓国とかフィリピン、グアムに行くのに198、298、398という時代の中にあってですね、まだ与論がこれだけ健闘しているというのは私はすごい健闘だと思うんです。

確かに数字は下がっているかもしれませんが、これだけいわゆる観光旅行がグローバル化している時代の中にあって、私、これだけ確保しているというのも、私は非常に偉いと、よくぞ頑張ったと行ってですね逆に誉めたいですよ。県知事に会ったときはそういつてください。こういう世の中にあって、これだけ客が来ているんですよ。これが与論の底力だということで逆に私、これを逆手にとってもいいと思うんです。観光業者の皆さんも一生懸命頑張ってると思います。ひとつ、ぜひ、この飛行場は私は与論のいろんな意味での存亡にかかわる重要な問題だと思いますので、ぜひ、ありとあらゆる場面で要請されてくださいますようお願いいたします。

それから、先ほどの件に戻りますけど、空港についてですね、いろいろ世間からは1,500だとか1,600だとか、幅がどうのこうのとかですね、その執行部

の答弁にもありますけど、ここにモリ ウノスケさんのですね質問の中、1番目の一番最後です。「地権者の方々から1,500から2,000なのか町の態度が曖昧だ、補償移転の問題がまったく見えてこないなど町の熱意が伝わってこない。ただ、測量調査だけでは地権者からわだかまりが深まり、不信感が募るだけ。」これは非常に重要な文言じゃないかと思っているんですよ。

ということは、空港の予定している中に、規模とか大きさとか、その中をきちっと執行部の中で決めて、もう何がなんでもこの形で、このやり方で行くんだという、そういう確固としたものを持って、それをもって初めて地元の皆様方にも周囲の方々にも、まず最初に説明を行うべきだと思うんですよ。

何メーターをつくるのか、何をするのか、どの大きさをやるのか、結局わけがわからないで飛行場の拡張だけの噂とかですね、そういう話だけでは駄目ですよということですよ。そして、私が指摘したいのは、町独自の自覚と戦略を持っていただきたい。この飛行場を達成するためには何をどうするかということを最初からきちっと煮詰めていただきたい。

それについて、私、提案したいのは、まず1,500m空港を確保の理由についての論立ての確立、なぜ1,500が必要なのか。そして町民に、もう1,500がなにがなんでも、是が非でも必要であるということの納得し、理解し、啓蒙するための努力を怠っては駄目だということです。やはり主体は住民です。住民が燃え上がらない限り、これはなし得ることはないと思います。

それと、よっぽど大事なものは地元地権者や周辺地域の方々への理解と協力だと思います。騒音など公害への対策、手だてに万全の調査と対策について誠実に、実直に計画を立てること。次に、地権者の経済的面や、精神的な負担を強いることのないよう体勢をきちっと整える。3、空港の規模や計画にぶれがないこと。対象地権者との間に、しっかりとした信頼を得れるように、コンセンサスと時間にエネルギーを注ぐ必要がある。私は、特に地権者の方々とか、地域の供利地区の方々に対してはやはり行政の誠実な態度がですね一番のですね私、求められていることではないかと思います。

次に、国や県への陳情はもちろんです、やはり地元住民が実現に向け、何ができるかについて知恵と努力を出す必要がある。それは町長だけのことではないです。観光業界もこぞってですね、これについて一緒になってやろうと、そういう燃えた時にはですね、私は絶対に必要だと思います。町長だって人間ですよ。町民が燃え上がれば燃え上がるほど、町長だって、よっしゃとなるはずですよ、これは。当然のことです、私もそう思います。ぜひ、町長の昔の質問を繰り返すわけじゃないけど、ぜひ町長も燃え上がって、ぜひ議会の方たちも燃え上がって、町民も燃え

上がって、ぜひこの事業を達成するよう、粉骨砕身になって頑張っていたきたい。

町長、一言お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 何かを為すには、事が大きければ大きいほどやっぱり、今おっしゃったとおり、順序を一つ間違えると大変なことになるわけでありまして、きちっとした体制を整えてお願いをしてまいりたいと思います。

先般、商工会の総会、そしてその後からのいろいろと青年部との懇談会があったわけでありまして、今まで私どももあれしていたんじゃないかと、原点に戻ってあの当時の思いを起こして、これから私ども町民の考え方、またいろんな今後の問題について、飛行場を中心にして運動を展開して行きたいという会合がございまして、非常に私も感激して、行政としても誠心誠意、頑張るから、ひとつ助けてくれということを申し上げたわけですが。体制を整えて、できるだけ早急に頑張っまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 是が非ともですね、頑張っていきますから、私どもも頑張ります。それで、こう言っちゃなんですけど、ぜひ補正でも組んで、ぜひ推進のためのなんらかの手だて、機関の立ち上げを要望して、次に移りたいと思います。

2番に移りたいと思います。健康保険税の枯渇についてですが、これについて担当課長の率直なご意見を伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。町長がご答弁申し上げましたとおりの内容ですけれども、改めて重なるかもしれませんが、私の方で少し説明させていただきます。

まず、国保のその基金のことですけれども、ご案内のとおり、これまで国保財政非常に医療費が伸びてまいりまして、特に高齢者の皆さんに係る医療費が非常に伸びてきているということで、それにはいろんな原因、あるいは社会的な背景というのがあるかと思いますが、この高齢者の方々の医療費を中心に、かなりこの数年といいますか、かなり伸びてきております。

また、例えば与論におかげさまで大きな病院ができたということで、そういったこともまた要因があるかと思いますが、そういったことで医療費の伸びに合わせて予算編成してこなくちゃいけなかったということで、大変な、実質的には大変な赤の数字を計上してきております。

それに伴いまして、基金の方もかなりずっと取り崩しで対応してまいりましたけ

れども、残念ながら19年度あるいは今年の20年度に至りまして、基金がとうとう底をつきました。そういうことでとうとう、一般会計の方から法定外の一般会計の方から国保への繰り出しが必要になったということで、今年は先ほどの議会でも、臨時議会におきまして繰上充用を議決していただきました。非常に厳しい内容でございます。

おそらく今後もますますこの厳しさが続くと思われまます。また、後期高齢者医療の新しい制度も始まりまして、非常にこの国保や後期高齢者医療、あるいは介護保険、そういったいわゆる社会保障費関係の財源というのが非常に、国はもちろんですけれども、もちろん私ども町におきましても非常に厳しい状況と。一般財源で補てんしていかなくちゃ事情がありますので、非常に厳しい状況になるというふうに見込んでおります。

そうなりますと、じゃあその財源はどこに求めるかといいますと、やはり国保としましては国保税の引き上げを行わざるを得ない。そして、同時に一般会計をも巻き込んで財政改革を、これまで以上に乾いたタオルを絞るようにですね、本当にギリギリの財政改革を進めていかなくちゃいけないというふうに考えております。もちろん、国保としましては医療費を抑えていくためにさまざまな、例えば今年度から始まります特定健診、あるいは特定保健指導、そういったもので運動指導していく、あるいは栄養指導をしていく、そういったことで医療費をできるだけ抑えていくというふうな努力はもちろん必要ですし、事務費に至るまでのさまざまな経常経費の切りつめ、抑制を図って行かなくちゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 今度、条例の改正案も出ておりますけど、議案審議の中でお尋ねしたいと思っておりますけど、町長、今のいわゆるこの社会負担というんですか、医療負担が高まる中で、今後3年、5年についての目途はどういうお考えでいらっしゃるか。それに伴う、いわゆる財政改革について、どういう方向でどの辺に、どういう形で踏み込まれるのか、その辺について伺いたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 基本的には、今、課長の説明のあったとおりでありまして、各分担というのがきちっと定められているわけでございますが、やっぱり助け合いながらやっていくということしか、もうなっていないわけでありまして、現状では。国保だけの財政ではやっていけないということでありまして、私ども地方自治といたしましては、やっぱりなんだか国策として、何らかの方法を考えていただきたいと思います。先般、調査が来たわけでありまして、その中でも要望を出したわけで

ありますけれども、税制の今度、国保税の基本的な財源の考え方というのを、急にはもうできる、これだけ大きな問題については、今日、明日でできるはずはないので、将来について、国策として、国の方向付けとして考えていただきたいというふうに健闘していってもらいたいという要望を出してございます。

ただ、私ども、当面の問題といたしましては、今先ほど、課長が言いましたように、これは国保は国保で持っていくというのが基本になっていまして、町から出す負担分というのと、県が出す、それから国保のやっておられる方々の関係者が出す金額ということで持っていくようになっているわけでありまして、基本的には今のところはある程度、私ども与論町としては国保税を上げざるを得ないという考え方をしております。

国保税については、所得割あるいは基本割、そして財産割3つがありますけど、与論は財産割というのはございません。また現状としても導入できる状況ではありませんので、やっぱり所得割を検討していく必要があるんじゃないかというふうに、今その検討に入っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） これも、前からいく度か問題に出て、なんか良く見ると堂々巡りのような気がしないでもないですが、いろんな形で対策を講じる必要があるということで、それはもちろん議員の方としても考えなくてはいけないことですが、執行部の方として、今の状況では所得割の方の部分の上げざるを得ないと。簡単な話が、あるところからいただくしかない、そういう形にしかならないんじゃないかなという感じはしているんですけど、やはり基になる医療費そのものの抑制について、もう少し与論町独自の踏み込んだ施策とかを、ぜひいろんな方々から聴取して、プランニングして企画できないかですね、その辺については課長、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 医療費の抑制対策というのは、もちろん私ども与論町はもちろんですけれども、今や非常に国を挙げての大きな問題になっております。ご案内のように20年度からは先ほども少しご紹介申し上げましたけれど、特定健診、特定保健指導が始まります。

これは従来のもちろん住民健診、町民健診をもう少し国の方からプレッシャーを掛けている、非常に重要視されている事業ですけれども、簡単にご紹介申し上げますと、例えば住民健診の健康診査の受診率を高めるということで、今後5年以内に、例えば健診率を65%まで持っていくというふうなノルマといたしますか、目標

が、もちろん目標は町独自で立てるわけですが、国の方からこの程度の目標まで持って行ってほしいということで、65%というのが私ども与論町が決めた数字ですが、その65%まで5年以内に持っていくのは非常に難しいところがありますけれども、それプラス、また今度はその健診を行ったあと、いわゆるメタボの方はもちろん、メタボ予備軍の方々にもいろんな健康指導をしていく、あるいは栄養指導をしていく、いろんな生活面でのアドバイスをしていく、そういったことで健康な体に戻っていただくということで、そういった、それを保健指導といいますけれども、その保健指導の対象者といいますか、保健指導を実施する方をまた45%まで持っていくというふうな、かなり高いハードルを掲げております。

このハードルをクリアしないことには、今度は今、問題になっております後期高齢者医療の方の交付金というのがありますけど、この国からの交付金にペナルティが掛かってくるというふうなシステムになっております。具体的にはですね、もちろん国の交付金があるわけですが、大体この目標をクリアするか、しないかで2,000万ぐらいの差が出てくるというふうに聞いております。2,000万となりますと、相当な額でございます。

じゃあ、そのためには何を充実させないといけないかといいますと、やはり役場としても人力的な体勢をまず取らなくちゃいけないということで、今、与論町の方はギリギリのラインで進めておりますけれども、保健師の確保であるとか、あるいは管理栄養士の確保であるとか、そういった体勢をまずしっかり固めていきたいというふうに思っております。もちろん、これにはまた予算的なことも必要ですので、今後、検討する必要があるかと思っておりますけれども、他の市町村に比べましても私ども与論町は少ない人数で最大の効果を上げるように努力をしておりますけれども、この特定健診、特定保健指導を中心に、この目標のクリアに向けて一生懸命がんばって、できましたらこの2,000万というペナルティをですね科せられることなく、しっかり予算確保に向けて努力できるように、また医療費抑制ができるように頑張ってもらいたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 大変いろいろな問題があり、執行部のご苦勞は分かります。

この医療費の軽減についての、いわゆる自己管理、自己健康管理については、島の持ついろいろな社会的な、いわゆる酒を飲み過ぎるとかですね、いろいろなそういう背景もいっぱいあるんじゃないか。それからいわゆる個人的な生活に踏み込む部分が相当あるわけで、非常に指導とかやりづらい点があるんじゃないかなというところは十分察しがつきます。けど、これも先ほどの空港じゃないですけど、全町民上げて、健康に明るい島づくり、むらづくりをしようじゃないかと、そういう運

動をですね、やはり島々の一人一人から動かす、それが一番、なんか、遠回りのように一番近回りじゃないかなという気がします。

そういう形での健康増進運動、その辺も一緒に執行部の方とも議会の方とも力を合わせて、何かアイデアを出しながら頑張っていきたいと思いますので、執行部の方でもですね、どんどん議会の方に方針を合わせるということで、ぜひご提案をいただければと思います

次に移ります。与論中学校の特別支援学級についてですが、町長にお尋ねしたいんですけど、私もちょっと生かじりで勉強してきました、ノーマライゼーションとかインクルージョンとかいう言葉は、その言葉をお聞きになったことはあると思うんですけど、これはですねノーマライゼーションというのは、いわゆる障害者と健常者の区別されることなく社会生活を一緒にしようということで、インクルージョンはどの子も受け入れる、いわゆる排除しないと。いわゆる排除の論理をいかないと、もう最初からお前は何々だから駄目だと、要するにお前はこれだから駄目だと、入れないよとか、いわゆる区別と排除と福祉、似ているところがありますけど、ノーマライゼーションは差別しない、そういう社会の構築が本来の社会のあり方じゃないかということで、今の後期高齢じゃないですけど、お年寄りだけを排除してみたり区別したりするやり方じゃなくて、健常者も障害者の方もお年寄りの方も、子供もすべてが一つの社会というものを形成し、楽しく人生を過ごせる、生活ができる、そういう考え方が基本になっております。

これも、もちろんこれを教育の中に取り入れようと。町長にお尋ねしたいんですけど、私たちが小学生の頃はですね障害者の方とか、知恵遅れの方と一緒に学校に通ったことがあるんですけど、町長はそういう経験がございますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私、いわば小中学校時代は特別にそういう弱い方というのはいらっしゃらなかったものですから、だったわけですが、非常にですね、今、議員がおっしゃったこの二つの問題というのはなかったように覚えております。またあってはならないというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 私たちが、私が小学校時代には少し、いわゆる知恵遅れというんですか、そういう方も何人かいらして、また先輩の方ですけど、そういう障害者の方もいらっしゃいました。そういう方々と一緒に学校に通った経験があります。そのときに、私たち同級生の中にも、けっして彼を差別したりとか、特別な目で見るとか、そういうようなことはまったくありませんでした。一緒に学校に通い、一緒に遊び、そういう生活をしてきたんで、私たちも大人になって、この年まで障害

者は障害者の施設でという形で区別した、あるいは差別したやり方を見ていて、本当にあれで良かったのかな、良いのかなということは普段から疑問に思いました。

それはまちづくりも同じです。以前にも、私、町長にもいいましたけど、茶花の町に10階建てのビルをつくりましょうよと、1階2階は全部お年寄りを入れて、その上から上は若い夫婦あり、Uターンあり、Iターンありで、そういうビルを造って、2階と3階には与論町役場をつくっても良いんじゃないか、そういうことをいったわけですが、この町の中には、そういう方々がたくさん、いっぱい混沌といらっしゃることによって町の活性化があるわけで、またお年寄りに対する痴呆も少なくなるでしょう。そういう目に見えない大きな社会的なコストを負担しなくても良い部分が出てくるんじゃないか。そういう意味で、この私の高校の支援学級設置については、与論が陸続きでもないし、養護学校がまたあるわけでもないし、逆に健常者の子供たちへの教育の側面からも、これはすばらしいことではないかと、そう思いますので、ぜひ、このことについて町長前向きにぜひ頑張ってくださいと思いますけど、これについて町長の見解をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はですね、一つの例ですけど、今度の与論小学校の件もそういう方々をどうしても、少しでも抵抗がないようにできるようにということで、その施設もやっているわけでありまして。子どもさん、学生時代もちろんですけど、出てからもですね、やっぱり親としてはその子どもが将来本当に自活していけるかどうかという、非常に心配があるわけでありまして、行政として急にはできませんですけど、今、検討しているいろいろ関係、周りと相談しているわけでありまして、ある程度収入も、行政的な、に参加することによって生活していけるだけの、そういう生活、それで完全にできるということじゃないですけども、助けになるような方法ができんかということ、今、一生懸命検討してやっております。

子どもさん方だけじゃなくて、やっぱり社会に出ても、そういうことはぜひ周りの者として人道的にやるべきじゃないかと、特に行政としてはその責任があるんじゃないかという思いでやっていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 今年度の当初予算に、茶花保育園の療育センターの予算が計上されて、いわゆる幼児のデイケアサービスという形になると思うんですけど、それを設置していただいて非常にありがたく思っております。

療育センターはご承知のとおり、いわゆる幼児のデイケア、あるいはいわゆる幼児の支援という形にはなるんですけど、それが茶花保育園の中につくって、保育園の園児と一緒に遊んでいるわけなんです。非常にすばらしいなと思いますので、

ぜひこれと同じようにですね、もちろん小学校にも、小中学校にもありますし、高校にも、ぜひこれを進めていただきたい。お願いしておきます。

それから、教育長に質問しますが、お尋ねしますが、今年11月に全国離島教育長会議が開かれるようですが、教育長、ひとつどうですかね、与論の離島にはこういう形で障害者教育にも高校の方で取り組んでいるんだと、ひとつ田中教育長の置き土産とはいいいませんが、看板にですね、ぜひこれを実現していただきたいと思いますが、この離島会議の方でもこのことについては取り上げていただけるものかどうか、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 既にアンケート形式で各教育長さん方からのご意見もいただくようにしておりますが、その反応もかなり高いです。

結局ですね、この学校教育法には小学校、中学校、高校及び中等教育学校に特別支援学級を置くことができるかとあるんですよ。しかし、施行規則の中で小学校と中学校だけというのがあるもんだから全国的にない。だから、結局は法改正をしていけばなんのことはないわけです。しかし、これは私ども県、あるいは与論高校と我々だけでもどうにもできないことなんで、これをぜひ全国離島等教育長会議の一つの決議事項として取り上げていただいて、これを超党派を超えた島嶼議員連盟の方を通して、この法改正の方にも働きかけていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 文科省のですねスタンスというか、考え方として従来の特殊教育が果たしてきた役割や実績は否定するものではなく、むしろこれを継承発展させていこうという考え方と、いわゆる障害者の高等教育への積極的な参入について取り組むという考え方がスタンスであるということで、私伺っております。

条例とか規則とか、そういう法律のことはちょっとわかりませんが、ぜひ教育のですね、いわゆる公平性、いわゆる教育を受ける機会均等、そういう憲法の趣旨からもいわしても、やはりぜひ、この障害者だけを高等教育が受けられないということは差別以外の何物じゃないかと。ぜひ、取り組まれるよう強く要望しておきます。

それから、国連では今年5月に障害者の権利条約が採択され、国際的に障害者の権利が尊重されており、日本も批准に向け動いていると聞いております。ぜひ、教育の立場から、この障害者への思いやり、気遣い、そして法の下での平等、いわゆるぜひ教育の機会を与えてあげられるよう、ぜひ取り組んでいただけるよう要望しておきます。

教育長、いかがですか、答弁。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） わかりました。

○3番（喜山康三君） 以上を持ちまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で3番、喜山康三君の一般質問は終わりました。ご苦労さんです。

ここで、暫時休憩します。10時40分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時20分

開会 午前10時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、坂元克英君に発言を許します。5番。

○5番（坂元克英君） 一般質問をさせていただきます。

今回、私自身2期8年間、議会議員になりましてこの期間、町長さんはじめ、また各課長の今日までのご指導を賜りましたことに対し、ありがたく感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは通告いたしましたので、質問をいたしたいと思います。

1点目の古里地区県営畑総事業についてでございます。この、私の地元、古里地区はいち早く土地基盤の整備が始まり、島全体の中でも農業経営に関しては優秀な農家が属しております。しかし、時代とともに農業経営も物的な事業で、土壌の改良、地力の増進対策、畑かんの整備と農業経営に必要な条件整備であります。この地区にも、今年度から調査費が付き、20年度から工事施工が始まるようであります。まず、その取り組みについてお伺いをさせていただきます。

2点目に質問をいたしたいと思います。中山間事業のことでございますが、中山間事業は平成15年度から始まって、今年度最終期間に入り、この期間の取り組みに農業基盤整備、農村生活環境整備、農村交流施設整備とすばらしい事業の展開がされ、しかも町財源の持ち出しが少なく、国や県の補助金で事業が注がれました。この事業に関係くださいました方々にお礼を申し上げるとともに、また、この事業で残っております課題を継続して欲しいと思うことから、今後の事業の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

3点目に、島の将来ビジョンについて向き合ってみたいと思います。時期尚早ではありますが、国の奄振も今年度末で期限が切れて、県も10年後を見据えた県民とともに将来像を描こうとしており、鹿児島ビジョンを策定しようとしておりま

す。私どもの島も平成13年度から23年度末まで本町の進むべき方向、目標を示してましたが、私も議会議員最後になるかと思い、この島を思う一人として今後の町長のビジョンをお聞きしたいと思います。

以上、3点の要旨を申し上げまして質問をさせていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） よろしく申し上げます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1の（1）について申し上げます。

県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）でございますが、畑作農業の持続的発展を図るため、畑作経営の多様性に留意しつつ担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する事業ですが、本町では平成22年度新規採択に向けて地力維持のため牛糞堆肥を施用することと、畑地かんがい整備を図るため、平成19年7月21日に古里地区受益農家に説明会を行い、現在推進員による同意取得を行っております。また、平成19年度は県単農業農村整備事業（土地改良トータルプラン）により地区の水分解析調査、営農実態調査を行っており、今年度も引き続き町単独による調査費を計上し、諸元調査や基図作成を行って平成22年度の事業採択に向けて取り組んでまいります。

次に、2の（1）について申し上げます。

中山間総合整備事業（一般型）は、平成15年度に新規採択され、これまでに農業集落環境管理施設として堆肥舎4,590㎡、天日干物1,480㎡、管理用機械及び自動計量包装装置等を設置いたしました。また、情報基盤施設として防災安全情報システムや屋外スピーカーの設置、集落道路や農道の整備として2,003m、排水路256mを整備いたしました。今年度は、農産物加工施設150㎡、調理器具一式等や気象計測施設または平瀬ため池の補修・農道整備として1,648m、排水路970m、集落道路整備1,742mを整備してまいります。

活性化センターの運営については、与論町生活研究グループ、JA女性部、与論町特産品開発グループ、与論町生活改善推進協議会、薬草研究会等により先人より体に良いとされる豊富な自然食材や、園芸農家により出させる規格外品等の島内産の食材に、用途に応じた機器類で付加価値を付け、本町独自の加工品の開発により農家所得の向上につなげ、本町の産業の発展として新たな特産品の研究・開発など町民が交流する場として機能を併せもった活性化拠点施設でございます。

次に、3の（1）についてお答え申し上げます。

「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」を基本理念に21世紀初頭における本町の進むべき方向と目標を示すとともに、これを実現するための方策を明らかに

した第4次与論町総合振興計画が平成20年度からいよいよ正念場の第3期実施計画に入ったことから、継続中あるいは計画段階の施策・事業等の総仕上げに全力で取り組んでいるところであります。

しかしながら、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、依然として大幅な財源不足が生じることが見込まれるなど、現下の地方財政は極めて厳しい状況にあります。

ご指摘の「島の将来ビジョン」施策に当たっては、このような現状を踏まえ、現在進行中の奄美群島振興開発計画の延長に向けた国・県の取組と連携を図りながら、「若者が帰ってこれる魅力ある島づくり」そして「全ての町民が希望を持って安心して住める実りある島づくり」を基本的な考え方におき、持続可能な島の将来像をつくるための次期総合振興計画策定の準備を進めているところであり、具体的には、先般設置した第5次与論町総合振興計画策定庁内準備検討委員会等において、準備検討していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） ただいまの3点について質問をし、町長からご答弁をいただきましたが、まず農業、農業問題でございますので、農業政策の一端としてまたお聞きしたいと思います。

土地基盤整備は昭和42年に農業構造改善によって始まり、そして古里地区にも60年頃からかと思いますが、導入をされて、今現在を見ているところであります。先ほど申し上げましたように、ここにきて土地整備は整いましたけども、今度は植え付けをしたり、また育ちやすいように収穫の生産が多くなるように、また専門的な知識、技術力と向上対策にも力を注がなければならぬかと私は思います。したがって、町長、この農業に対する熱意をもう一回お聞かせをいただけないでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

ご承知のように私ども与論町民が安心して生活できるのは古里地区のおかげさまでありまして、それだけに地区の方々には非常に、なんといいですか、ご無理をお願いして、いろんな面で条件的に制限をさせていただいてきているところであります。そういうことで申し上げるわけじゃないんですけど、そういうこともありまして、古里地区については私どもとして非常に責任を感じて今までやってきているわけではありますが、今回、地域の方々のご協力と県のですね並々ならぬ、これはなんととっても県の、私どもその前に東区の方を今現在やっておるわけですが、やって

おりますんで、続けてこういう高補助率のですね事業を導入するというのはなかなかお願いできるところじゃないんですけども、立て続けにやるというのは、これもまた県の並々ならぬご協力をいただいて今現在まで持ってこれたわけでありまして。

今回の整備である程度のことをして、地域の方々に感謝の意の一端でも示せればということで、非常に私自身も嬉しく力強く思っているわけでありまして。いろいろな事業が、ご承知のようにいろいろな事業が含まれているわけでありましてけれども、一番なんといいいますか、特徴が非常に高補助率であるということです。町の財政に、小さな財政でなかなか負担が大きいとできない事業であります、いろんな調査の段階から県のご協力を得まして、いろいろとご協力いただいて、今までできたわけでありまして、今後地域の方々のさらなる、またご意見を取り入れて、納得いくような地域づくりをしていきたいと。そして、またそのことがまた島のモデルになれば、次々とその事業を導入して島全体を納得のいく島づくりをしていきたいというふうに考えております。

どうぞ地域の方々のご協力、ご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 本当にありがとうございます。もう1点だけお伺いをさせていただきますが、一応の整備で農家が働きやすいように、また生活基盤が整う形になりますと、今度は後継者対策にまた力を注がなければ、私はならないかと思うのでございます。本町の発展は、農業なしでは発展できないと私は確信するものでございますが、農家の将来の展望は決してまた明るいものではございません。

命に不可欠なのは食糧問題でございます。その食糧・生産確保する農業、漁業がおしなべて不振であり、後継者不足に悩んでおります。後継者の問題は、私ども生活問題でありますから、農家の子供たちに、あんた農業をなささいというわけにはならないかと思ひます。

したがって、町長は今、企業誘致には大変専門的な方でございます。この、そういうことから企業誘致感覚で、また農業をしてみませんかとか、また、ということもまたあつてしかるべきではないかと思ひますけれども、町長の後継者問題に対して、どうお考えになつていらっしゃるのかお聞きをしたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくおっしゃるとおりでありまして、後継者がないと安心して生活はできるわけではないわけでありまして。私どもが一番、行政の責任はやっぱり持続できる地域づくりという問題でありまして、そこにはやっぱり人材というのが一番問題になってくるわけでありまして。

実は与論町の農業を考えたときに、今でも皆さんに会うたびにお願いをしている

のは、複合農業をお願いしますと、一つの農業だけでは与論は万が一があったときには大変なことになると、持ちこたえられるような姿を常に持っていながらやっていただきたいというお願いをしているわけでありましたが、その複合農業だけではなくて、私は本当に言いたいのは複合産業というのを申し上げたいわけでありまして、と言いますのは、今、私ども与論町一町歩以上を持っておられる方はわずか20%しかない。一町歩以下のが80%以上ですね、あって、農業だけではなかなか食べていくというのが、昔言われたように「3,000人以上は与論島では無理だ」と言われるのも当然じゃないかと思っているわけでありまして、そういう状況にあつて、島で人口を増やして安心して生活やっていくためにはどうしても複合産業を興さないといかんと、そういう考え方で、今度マルコさんを一番お願いしたのは、私ども昔紬で非常に子供たちを育てて、島の潤いを紬に頼ってきたわけでありまして、一番、島が困ったのが紬がなくなったことが一番、もう考えてみますと、何よりも島が困った原因だというふうに私は考えているわけでありまして、女性の方がまた安心して働けるような産業はないかというのをいつも思っていたわけでありまして、今度入りました日本マルコさんは、そういう手の細かい仕事でありますけれども、女性の方々が相当お願いしないとできないような仕事でありまして、紬に代わる、そして今度は時間帯を働く方々の時間帯に合わせてできるという状況の中で、昔の紬産業に代わるそれをできないかというのを非常に感じて、この企業をお願いせんといかんと思ったわけあります。

もう1つは、農業だけをやれと、よんでもですね、なかなか生活をじゃあ誰が補償するかといったときに、なかなかそれは問題が大きすぎてできないわけでありまして、やっぱり会社に勤めながら、その余った時間を自分の家の農業をするという方法が一番良いんじゃないかと。幸いに日本マルコさんは絶対に残業を認めないと、ちゃんと休みは休んでもらうという、何というんですか、信念を持った会社で、そのようにずっとしてこられますし、そうするということでありまして、土日あるいは5時以降の仕事については十分に家のことがやっていけるんじゃないかと、そのことで生活が安定し、また会社の方で生活の保障はするわけですので、そのことによって後継者の方も農業関係もある程度やっていけるんじゃないかというふうに思っておるところであります。

また今後、また農業だけのですねいろんな形が今、都会の方々が農業がしたいということで地域に、田舎に来られて、住所を移してやっておる県もたくさんありますので、そのことをまた今後ですね、今、私ども企画課の方で「島に住んでみませんか」ということでいろんな角度からIターン、Uターンの会議をしているわけでありまして、それを通じてまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 今、私は町長に、企業誘致の感覚でと申し上げましたが、まず、この後継者問題はなんといっても新規就農者、農業技術を習得し、経営安定が図れる、地域の農業になるのはまた認定農業者だと私は思うのであります。ならば、現在、私どもの与論町には認定農業者何人いらっしゃるのか、産業振興課長お尋ねしてみたいと思いますが。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 認定農業者につきましては、現在95名でございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） それでは、その認定農業者の経営目標が示されておりますか、それをちょっとまたお聞きしたいです。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） これにつきましては、一応複合型、産業型ということがありまして、今、サトウキビの専業、あるいはまたサトウキビと畜産の複合、また畜産の専業、それから野菜の専業、また野菜とサトウキビ・畜産の複合、また花の専業、花と野菜の複合といろいろな形で年収360万の所得を目標に計画を作成をして、それを与論町の方で認定するものでございます。

そうしますと、大体その所得率が、品目において花の方は27～8%、それからまたサトウキビの方はだいたい60～70%ぐらいくるわけでございますけれども、畜産が30～35%程度の歩留まりになるわけですが、そういったものを計算をしまして、そうして5年目標を計画をして、それに対する自立支援、あるいはまた制度、お金の制度資金ですけれども、こういった支援をやったり、あるいはまた税金対策としまして記帳をするといったような指導を今、農業普及課あるいはまた私ども担当、またJAの担当者を含めまして全員で集中指導をいたしているところでございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 本当にお聞きいたしまして、大変取り組んでいらっしゃる支援に対し、本当にありがたく思います。

前後いたしましたけれども、この古里地区にまた戻りまして、ちょっと2、3点お聞きしたいと思いますが。来年度から、平成20年度から事業採択ということをお聞きしましたが、この年度は間違いございませんですね、20年度、課長。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 現在のところ、22年度を目標にということで考えて

おります。今、現在ですね、今さっき町長の方から申しあげましたように、これまでに去年は県のトータルプランといたしまして県単事業でございますが、この事業によりまして今、水分分析をいたしております。水の流出率を調査をいたしまして畑かんの整備が漏れているところがたくさんありますので、そこを整備をしていく、あるいはまた営農実態調査を今、去年はやったところでございますけれども、今年にはさらに今、同意をお願いしておりますけれども、この同意がまだ中間的な状況でございます。同意面積が畑かんで685a、それから土層改良が455aということによってちょっと少のうございますので、今後また推進を重ねてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） この事業の対象期間は何年間でしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 現在の畑総事業はだいたい採択から5年で終了いたします、を、目途に一応事業はすべて実施をいたしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） ついでですから、事業費もちょっといくらぐらいなる予定ですかね。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 事業費につきましては、まだ積算いたしておりません。当初の計画では約、全体をやる場合には30億ということで計画をしておりましたけれども、どうも同意の状況、あるいはまた、今後の畑かんの水分解析等によっては、相当この地区が小さくなっていく可能性があるということをお考えしております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） はい、ありがとうございました。

今度は中山間事業についてお聞きしたいと思いますが、町長、この中山間事業を見て、振り返って、町長の、この今までの取り組みについてもうちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この中山間事業については私どもとして、これは国の非常にありがたいご配慮の下でお願いできることになったわけでありまして、基本的に山があるということだったんですが、それをサンゴ礁も山だという考え方で国が認めていただいたおかげさまで、与論をこうしてお願いすることができたわけでありまして。

非常に高補助率で、私ども財政の乏しいところにとっては本当に申し分のない事業であったというふうに思っております。これが一応完成して、またお願いできればということで、いろんな角度からつついてはいるわけではありますが、なんとかですぬいろんな事業を見いだしてお願いをしまいたいというふうに思っております。

今度のこの畑地帯総合整備事業についても、非常に高補助率で、土層改良についても9割の補助という形で、これも良い、大変良い事業でありますけれども、中山間事業もまた今後考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 本当に、私も、私の地元も2つこの中山間事業で道路整備がなされまして大変地区から喜ばれておるわけでございます。したがって、この事業、まだまだ古里地区にも残っておるから、その農道整備とかあるから、もう少し継続を、何とか継続をして、この事業を取り入れて土層整備をしてくれんかという方がたくさんおるんです。これに答えるのには、もう期限付きだから、そんなにいろいろ言たってということをもた、申し上げておりますが、陳情しても町は金がないから、これはちょっと待ってくれとかいうようなこともあるし、この事業をまた取り入れたら、すぐまたできやせんかというような意見が多くあるんですよ。

したがって、ひとつ町長、この地域の活性化、あるいはまた条件整備をするには、この中山間をもっとひとつ伸ばしておいていただいて、早く住民の、町民の要望に応じて欲しいんじゃないかと、このように思いますが、産業課長、あなたからひとつ。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この事業を採択に持ち込むためには、一応17年度から新規採択地区といたしましては、県営事業でどうしても4億以上の事業費がないと採択にならないということになっております。補助が国が70、県が25で、農道整備とか基幹整備については5%の補助でできるわけでございますけれども、そういった基幹的なものを、今、沖永良部の農村整備課と今話し合いを進めておりまして、何とか水対策を中心にしたそのことができないだろうかということで、今話を進めておるところでございますけれども、それが今後まだ結論をいただいておりますけれども、そういった形で話を進めています。

なおまた、今のこの現在あります、進めておりますこの事業につきましては、どうしても20年度で事業が終われないということで、去年計画変更をいたしまして、21年度まで若干やり残しの事業をやろうということで、県の本当に農地整備

課の課長さんのおかげさまで21年度まで1年間事業を延長することができました。

ただ、ここに今回申し上げましたこの事業が全部整備できるかどうかもちよっと心配しているのが1、2カ所あります。と申しますのは、その計画しても用地の問題、買収がなかなか難しいところが2カ所ほど、今、この中にあります。これは、権利者が国内にいないという問題が1カ所、それからまたもう既に他界されている方、なかなかそこが難しいという状況があったりしますので、こういった問題を解決するということと、もう1点は、やはりそのお互い隣同士の今度は和解と申しますか、そこがまたなかなかできないところがあったりしまして、今、県の方で非常に用地交渉、うちの担当を含めて用地折衝をして買収しないとこの事業が工事に入れないものですから、そういうような状況で非常に苦労いたしておりますけれども時間を掛けてやっていきたいと思っております。

新しい今後の考え方につきましては、今申し上げましたような形で、今、沖永良部の方とご相談を申し上げているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 本当にありがとうございます。1年間また延長するということでございますので、この1年間でなんとか私どもの古里地区も解決が見いだせるんじゃないかと思いき、大変嬉しく思います。ありがとうございます。

次に、私は冒頭で申し上げましたように、今回は議会の改選を迎えました。11名の議員の中には当選をする人、また落選をする人、人はさまざまでしょう。しかし、本来なら11名のみんなが当選をして、町長と一緒に現在の姿のように町発展を望むのが11名の姿でございます。そういうことから、私も島を思う一人として、島の未来についてお聞きしたいと思っております。

さて、島は町制が敷かれましたのが昭和38年でございます。その後、昭和56年度まで第1次振興計画、56年度から2次と始まり、3次と4次と振興計画が策定され、残り数年で第5次計画を策定しなければならないでしょう。私ども政治という仕事を通して、町民の幸せの実現に掛かることに対して、私たちは島を愛し、町民を愛し、先人たちの苦労に感謝し、10年後、30年後、いや100年後、未来の人々のために何を守り、何をつくり、何を残すか、そのために今何をすべきかと考えることでしょう。したがって、時期尚早でございますが、第5次振興計画も町長によって策定なされます。また、計画し実現に取り組んでいかれることでしょう。どうか、そういうことからもう一度、本当、この第5次に向けた取り組みと、また本当に島の将来のビジョンをひとつ、別の角度からでも結構ですから、もう少しぐっとしたお話を伺えたら幸いですけれども、町長ひとつお願い

をいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 第5次の振興計画についてでございますけれども、まず平成11年の9月にこういう立場になったわけでございますけれども、入ってすぐ第4次の計画しなければならないということになりまして、非常に今までの第1次からの計画された内容をずっと検討してまいりましたんですが、私自身これが良かったのか、悪かったのか、まだよく分からないところもありますけれども、どうしても渦の中に、島の中にいて考えるのと、島外で第三者的に見ただけでこの島はどうあるべきかを考える、そういう第三の目を非常に必要じゃないかという思いをいたしまして、それで、県の方から執行をお願いしましてやったわけでありまして、

ところが、今度はこの10年間やってまいりまして、今までやってきたわけでありまして、職員も中で、この10カ年の間、いろんな角度から島についての検討も各立場、立場からやってきているわけでありまして。したがって、今回ですね第5次の振興計画については、島内の方々の英知を集めてつくりたいという考え方をいたしまして、2年掛けて検討したいという思いをしているわけでありまして、

まず先ほど申し上げましたとおり、この庁舎内の準備検討委員会を組織しました。それで、さっそく庁舎内でのいろんな角度からの検討を職員の代表者をお願いしてやって、職員のいろんな角度から検討して、そしてまた地域の方々にまた検討していただいて、2年間がかりでやっていきたいというふうに思っております。

いわゆる、今いわれておりますマニフェスト式のきちっとした計画、あれをまた具体的に詳細にしてあるわけでありまして、今、事務局の方においてあるということではありますが、そのような方式で、方式としてはそれを採用してやっていきたいというふうに思っております。4年・3年・3年という区切りをつけて、その中で反省をして、またさらに進んでいくという形を、方式はそういうふうをお願いをしたい。だけど、検討としてはそれも含めてもっと良い方法があれば、それはまた検討してやっていきたいと思っております。私の考え方としてはその方式だけはやっていった方がいいんじゃないかと、今のところは考えております。フリーにして庁舎内での検討してもらいたいということで、今問題を投げかけてお願いをしているところです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（坂元克英君） 計画策定は早くしておいてやっぱりするのがいいことだと、私思いますので、どうかひとつ、一つ一つ早く取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、本当に私2期8年間議会を務めまして、ここに一般質問最後

になりましたけれども、ここに課長さん方々の本当にご答弁に対して、また感謝を申し上げたいと思います。どうかひとつ今後、いろいろな島の将来、あるいはまた行政の中で、いろいろと問題が入ってくるのだと私思いますので、どうかひとつ課長さん、また町長さんと課長さん方一緒に一生懸命頑張ってください、この島をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君）　ここで産業振興課長から数字の訂正をしたいという要望がありましたので。

○産業振興課長（池田一郎君）　大変失礼をいたしました。先ほどご答弁いたしました中山間事業の採択の、新規採択の事業費の問題でございますけれども、一般型は8億円から、今年、今やっております一般型を8億からでございますが、生産基盤型になりますと4億円からということでございますので、そちらはどちらを事業費相当を勘案をして、今後沖永良部事務所と相談をしながら、また検討を進めてまいりたいと思います。大変失礼をいたしました。

○議長（町田末吉君）　以上で、5番、坂元克英君の一般質問は終わりました。ご苦労さんでした。

次に、進みます。

6番、大田英勝君に発言を許します。6番。

○6番（大田英勝君）　おはようございます。平成20年第2回定例会にあたり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

それでは観光振興対策について、伺います。

（1）かつて、与論はすれ違うこともできないほどの観光客であふれておりました。ところが、その観光客が減少の一途をたどって久しくなります。当時の爆発的観光ブームの要因は何で、少なくなってきた原因は何だとお考えかお伺いします。

（2）観光元年と銘打って、観光振興に力を入れる姿勢を示されたことに大きな期待を寄せております。今後、具体的にどのような取り組みをされるおつもりか。また、観光浮揚に向けて何か秘策はないのかお伺いします。

（3）空港拡張による大都市との直行便の開設は、観光浮揚への大きな決め手であると考えております。取り巻く情勢は厳しいものがありますが、常に最大限の努力をし、要望の声を挙げ続ける必要があると考えますが、空港拡張問題の現状と、このことに対する町長の見解をお伺いします。

（4）当初予算では、観光元年に相応しい予算措置の跡が見られないが、今後の施策の中で配慮される用意があるのかお伺いします。

○議長（町田末吉君）　町長。

○町長（南 政吾君） お答え申し上げます。

まず、1の（1）についてお答えいたします。

ヨロン観光のはしりは、昭和40年代初期から日本の最南端の島を求めた若者たちにより広がりを見せたことは既にご承知のとおりであります。そして、昭和42年、当時日本海中公園センターの田村剛所長により「東洋に浮かび輝く一個の真珠である」と賞賛され、さらには昭和45年NHKによる「新日本紀行」の番組で、最南端の島として都会にはない白い砂浜と豊かな自然が放映され、人間味あふれる島の人そのものが最大の魅力となり、昭和50年大型フェリー就航・51年与論空港開港も観光客が増えた大きな要因だと考えられています。

しかしながら、昭和47年沖縄の本土復帰に伴い、より南へ（国境の地を求める旅人）の志向やオイルショック以降の円高、景気の低迷、航空運賃等の高騰が考えられますが、時代に即したサービスの提供がなされなかった（エレベーター式にお迎えし、宿泊させ炎天下に送り出す。また、無謀な客引き等々）ことにより、心を留めるに至らなかったことが大きな原因だと考えております。

次に、1の（2）についてお答えします。

従来の誘客PRは主として関東、特に東京を中心に訪問活動をしてまいりました。島の再浮上を目的に、平成18年度から東京（日比谷公会堂）で行いましたが、19年度は大阪これは厚生年金会館で行いました。そして今年度は福岡（アクロス福岡）において、島の文化や特産に直に触れあっていただくために、ヨロン島ファン感謝祭を開催し、各種マスコミやエージェント等を含め島の良さを再アピールする計画を進めております。

また、今年度は時間的・金銭的にも比較的ゆとりのある団塊の世代をターゲットとした島づたい観光の手だてと考え、奄美全体のイベントを計画中であります。事業名は現時点では仮称ですが、「あまみ島唄フェア」と銘打って東京の日比谷公会堂を二日間貸し切り、初日に奄美大島・喜界島、二日目に徳之島・沖永良部・与論島に分け島唄や文化の披露、また、各島々の特産品の紹介、販売を行い、誘客活動に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度に策定された「ニューヨロンピア計画」を再照し、見失いつつある島の資源や特性（自然・食・文化等）を再確認し、お土産としての特産品の開発やマリンレジャー施設の充実を図り、スローライフ・ロングステイに繋げる観光地づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、1の（3）についてお答えいたします。

与論空港の拡張につきましては、先の喜山議員のご質問にお答えしたところでありますが、観光的な立場から申し上げますと、現在就航のDASH8-Q400型

が乗客定員満席の状態の中で、安全運行可能な空港確保が先決だと考えます。

確かに、町内で開催されます大きなイベント（ヨロンマラソン等）開催の場合は毎回その必要性を感じておりますが、南西諸島の世界遺産登録が叫ばれているなど時代の流れを考えますと、修学旅行誘致や東アジアからの観光誘致に備え、大都市、主に東京・大阪・福岡・鹿児島・那覇からの臨時的でも運行可能な直行ジェット便対策は急務であると考えています。

今後、多方面に検討を重ね、担当課・県・大阪航空局等と協議を進めながら推進してまいりたいと考えております。

最後に1の（4）について、お答えいたします。

本町における観光の推進は、行政・観光関連業者はもとより、お客さんを迎え入れる町民全員がひとつになり、真心をもって取り組まなくてはならない大きな課題だと考えております。過去10年間のデータを見ますと、10月から6月までの入込みは数字的には大差ないわけですが、夏は7月から9月の若者、特に大学生の減少が大きな誘客減になっているものと思われまます。

そこで、本年度の観光振興の方向として、東京及び福岡を中心に学生生協を訪問し、学生を対象とした商品開発に重点を置き、誘客活動を展開してまいります。

また、他の観光客誘客対策としましては、（1）沖縄那覇・鹿児島空港からの路線地への積極的なアプローチ。（2）主要都市での積極的なエージェント訪問（宣伝拡大）。（3）時季的な対象者を把握したアプローチ。等の検討などが考えられますので、これまで以上の積極的な営業活動を展開してまいります。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） 低迷する観光を再生し、観光客を増加させるということは決して生やさしいものではないと思います。でも、それでもなんとかしなくてはならないわけでありまます。そのためにも、これまでの経過をしっかりと検証し、原点に立ち返って反省すべきは反省し、改善すべきは改善し、その打開策を講じなくてはならないと思うわけでありまます。

答弁の中にもいろいろありましたが、一番人間味あふれる島の人そのものが最大の魅力であったと。まさにそのとおりで思いまます。そして、また最後に、結局、お客さんが増えすぎて、そんな気持ちはあってもなかなか対応しきれなかったというようなわけで、次々とそういった対応が疎かになっていったと、そういうことで本当にその人の心に留めることに至らなかったことがまた最大の要因じゃないかと。要するに二つとも同じ事なんですよ。そういう、本当に人そのものがすばらしくて来たお客さんだったのに、そういう対応ができなかったということは、その一番魅力的なところをなおざりにしてしまったということも、そうなったんじゃない

いかと思います。

そういったことで、やっぱり今後も観光再生を図っていく中でも、この辺のところを、もう最近は少々少なくなっただけで、もう復活してそのとおりにやっているとは思いますが、それでも常に自分の心の中にそういったことが一番大切なんだよということを肝に銘じてしっかりと守り続けていくことこそが、また基本的な観光の持続していく一番の要因になると思うんですが、町長はいかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 現在、入ってこられる観光客、実質的には今、島内の出入りが6万、7万弱になっているわけですが、だいたい4万から4万5,000ぐらいが観光客じゃないかというふうに考えておられるわけですが、その方々は与論の人たちの心に触れた人たちじゃないかと思うんです。ほとんどが、なんというんですか、何回もいらっしゃるリピーターであって、新しくいらっしゃる客が非常に減ったというふうに私どもは分析しているわけでありまして。

そういうこともありまして、今、私どもがなにをすべきかということをおき、観光協会とともにいろいろ考えたり話し合ったりしているわけですが、私どもとしてやっぱり直接、一番最初に迎える方々の再確認をする必要があるんじゃないかということで、できるだけ誘客活動に宿泊関係とかあるいは土産関係の方と一緒に行っていただいてやるということから、行動開始をすることから始める必要があるんじゃないかと。忙しくてできなかったという理由はですね、もうやっぱりお客さんをおいでいただくのにどれだけ苦労するかという考え方、認識があれば、何があってもそんなに疎かにできないんじゃないかという思いもありまして、できるだけ直接お客さんに携わる方々を、直接誘致活動に参加していただきたいという思いを今して、その検討を今しているところであります。

それと、あともう一つは先ほどから言われておられますように、やっぱり非常にハワイに行くよりすごく高いわけですね、外国に行くより、あまりにも高すぎると。それをできるだけ安くするためには空港の拡張以外はないという考え方をおしております。その面も徹底して、今度行動開始をしていきたいというふうに思っております。幸いに大阪航空局の方から国としてはもう平成22年ぐらいからはできるというご指導もいただいて、航空局も協力するというお話もいただいておりますので、ぜひ頑張っていきたいというふうに思っております。

それと、あと、ただ何ができればどうなるという考え方、非常に消極的な考え方でありまして、やっぱり高くても来れる島づくりというのを基本において、私どもは今後やっていきたいと。今まで、去年からその想いでやり始めてはいるわけですが、今後そのような方向で頑張っていきたいというふうに思っております。

ます。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） 確かに島の自然も魅力でしょうし、いろんなのがあると思います。だけど、なによりもやっぱり人そのものが最大の魅力として売り出す、それが与論でなくてはいけないと思います。また与論はそういったものを昔から持っていたわけです。与論の伝統的な「誠」に根ざした気持ちですね、人情味ですとか、暖かいおもてなしとか、そういったものこそが最大の魅力であってしかるべきだと思います。

これは人間やはり好きになってもらうということは、これに勝る強みはないわけですね。あばたもえくぼという言葉もあるとおり、好きになってしまえば、その人のちょっとした癖ぐらいいは見逃しても、まあ良いじゃないかということで、やっぱりやっていく。そこまでやっぱり人情味に触れた場合には、またそういうことにもなると思いますので、そこを今後とも大事にしていきたいものだと思います。

もちろん、ただそれだけにまたすぎり、頼るわけにもいけないわけであって、それなりのまた自然を壊さない、海を汚さない、花をいっぱい植える、そういった一つ一つもまた大事なことだとは思いますが、その辺もまたやりながら、常に最大の財産はやはり自分たちの心であるというようなものを常に持ち続ける、それこそが一番大事なことではないかと思えます。

そして、接客ということもありますが、その業者の方だけが観光客に触れるわけではないので、観光客の皆さんは二日、三日と滞在すると、いろんな方々ともまた島の中で触れ合うことがあると思います。例えば道を尋ねられてたときに優しく手取り足取り教えてあげるとか、いろんな場面であちこちで、この与論の中で小さな親切をいくつもその滞在期間中にもらったとか、そういう触れ合いがあったとか、そういうところがやはり次につながる観光ということでやっていけるんじゃないかと思えます。ですから、島全体が観光客にもすべての人に優しい島になるということが観光再生へのまた大きな力になると私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 観光の3要素というのがいわれるのが、食・まずは食べる、そして見る、そして体で体験するというのが3要素といわれていますけれども、その前にですね、私は今、議員がおっしゃったとおり、その迎え入れる心があるかないかで、すべてが決定するんじゃないかというふうに思っております。その点をですね、これからどのようにまた、今まで私どもが経験した昭和50年代、40年、50年代のあの状況といいますか、あれを反省して、これからの定着した観光をして

いくためにどうすればいいかをまた改めて検討していく必要があるんじゃないかと思ひます。

実は、私どもミコノスと姉妹盟約をしまして、ミコノス島はお客さんを島に泊めないという方針で、じゃあ何で収入を得るかというたら土産品と食べ物だけで良いと、そしてあとは景色で良いという方式でやっているわけであります。したがいまして、ごみ焼却場もないという島でありまして、そういう商売の仕方もあるんだなと、しかし、それは外国の話だという思ひをしてきたんですが、実は長野県の小布施というのがちょうど与論町とまったく同じ面積でありまして、先日、昨日帰ってきたんですが、行って、町中ずっと歩きまして見てきたわけでありますが、旅館が1軒もないわけだ。なんで収入を得ているのといったら、やっぱりお土産と食ですね、この2つだけで十分だ。6時には全部閉まって飲み屋もないんです。そういう、サラ資源がそれだけあると、あるのはただ食べる栗と、栗の商品は徹底してあるわけだ。ないのはないぐらい、栗の製品。それであとは葛飾北斎の絵が1枚、天井に、お寺の天井に絵があるというだけでありますけれども、6時にはみんな店が閉まってないという、それがやっぱり、なんというんですか、観光を改めてやろうという意識はないんだとおっしゃるんですね、みんな。ただ、我々が生活しやすい環境をつくったらお客さんが来たんだということも言われまして、非常になんといひますか、いろんな考え方をした観光があるんだなというふうにびっくりして帰ってきたんですけれども、私どもでは考えられない面が、また観光の大きな要素としていっぱいあるんじゃないかと思ひているところだ。いろんな角度から今後検討していく必要があるんじゃないかと思ひておひます。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） 観光においては宣伝というのもの、また非常に大きなウエイトを占めているものだと思ひます。一昨年、昨年と東京・大阪で開催したヨロン島ファン感謝祭、先ほどの答弁の中にも出てきたわけでありますが、そしてこのファン感謝祭が徐々に私は効いてきているんじゃないかと思ひておひます。今年のヨロンマラソンの参加者も去年よりだいぶ増えておひます。それも、原因としてそういったものがじわじわと効いてきたのかなというような感触で受けておひますが、こういった宣伝というのもお金も掛かるわけだ、しっかりとする必要があると思ひます。本年も福岡で開催が予定されているということで、このことにも大きな期待をしたいと思ひます。

ところで、今年までは予定があるようでありますが、来年以降、この辺をどうするか、ヨロン島ファン感謝祭が一応の一巡したということで、また違った形、趣向を別にしてやることも必要ではないか。こういったものを何らかの形で継続して

やる必要があると思うんですけど、来年以降について町長の見解をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 答弁ですね、最初に考えたのが関東の感謝祭、関西の感謝祭、そして福岡までは最初に、当初の参加者は交付があってもなくてもやるという考え方をしたわけでありましたが、実際やってみて、議員がおっしゃいましたように「感謝祭で来たよ」と言われたお客さんだいぶヨロンマラソンでもお話聞きまして、その他にも観光でいらっしゃった方々からも、その声をだいぶ聞いているわけです。

今のところ、今回、奄美がですね、先ほど申し上げました奄美、まだ島唄フェアというあれで、広域事務組合が金を出して、与論が中心になって、全部与論にもうあれを全部任せるということでやるわけでありましたが、それも実際に見てみてから、次、関東でやるかどうかをまた考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。今のところは福岡までやってみて、関係者全部集まって、もう一回検討しようと、これをまた元に関東に持って行ってまたやるか、必要があるかどうかを検証したいという考え方でいた矢先に、もう今度は今年ですけれども、あまみ島唄フェアというのをやるということになりましたので、これも含めて、来年のことについては今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） このあまみ島唄フェアというのは、やっぱり単年度事業ということでしょうか。それとも継続した、単年度。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 単年度です。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） ひとつ、広域事務組合に金があれば、その金を使うのもまたひとつの方法だと思います。とにかく、こういったのがあるようであれば、またその中でまた与論をいかにアピールするかということでもありますので、できればまたいろんな話し合いの中でも、そういったものを継続することが奄美全体の観光振興になるわけだからということで、大いにまた取り上げていただいて、それも継続していく。また独自でもまたいろんな、できるだけ金の掛からない方法でより効果的なものを模索していただきたいと、そのように思います。

宣伝といえば、こういう大々的な一大キャンペーンもあるわけですが、一番また地味ながらも、一番有効な、もろに効くのが口コミではないかと思えます。この口コミというのがまたやっぱり諸刃の刃で、これが「向こうは駄目だった」と一言いわれると、それこそまた致命的なダメージを受けることにもなるわけです。だからこそ、最初に申し上げましたように、お客さんを本当に満足させるというか、その

触れ合いの中で与論のファンになってもらう、そういったところがあれば本当に効果的なすばらしいなによりも強い宣伝をしていただける。そして、テレビのコマーシャルは過大コマーシャルとあって、あれは50しかないようなのを70も80もうまい具合にムードを盛り上げてやるわけですが、ロコミはこれはまさに言ったことが100%だと思います。そういうことで、やはり今、来られているお客さんをいかに大事にするかというのが、一番また大事な視点じゃないかと思います。ひとつ、そういったものも含めて、お互いがみんな、与論町民全体でお客様に好かれるということをお大事にしていけば、必ずやまた昔のようなのも再生できるのではないかと思います。ひとつ、みんなで頑張っていきたいと思います。

それから、空港拡張については先ほどずいぶんやり取りがありましたので、もうちょっと要望だけにしたいと思いますが、このことについては本当に、非常に厳しい状況にあると思います。しかし、先ほども申し上げましたように、町民の切なる願いであるという、そういうことを常に発信し続け、要望し続けることが大事だと思います。また実現に向けては先ほどのニワトリか卵にもなるわけですが、やはりまた要望すると必ず返ってくるのは、そういう答えも返ってくるので、観光客を増やして、その搭乗率を上げる、そういった努力のあとは見せながらの要望でない、またいけないと思います。その辺についてもまた町長の手腕に期待したいと思いますので、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

それから、あとの4番ですが、ちょっと少し、私は質問の中では予算的な措置をいくらかでも配慮される用意があるかということで、予算を必要とあらば少しは色を付けて、付けるよという、そこまでは表現できなくて、こういった形になったんですが、その辺のことを聞いたつもりだったんですが、いろんな行事とか、観光施策の答弁となっておりますけど、そのへんのところ少しだけお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の肝心なご質問の前にですね、ロコミの重要性というのは、これはもう与論島が53年、52年になったのもロコミそのものなんですね。この重要性というのは、本当にそれこそ我々が一番気を付けなければならない点でもあるかと思っています。

その他に宣伝については、今度JALの機内誌に与論が6ページ載ります。もう撮影も終わって帰りまして、JAL系の飛行機に乗りますと全部見る機内誌ですが、それをやって、できるだけ金の掛からないような方法でお願いをしながらやっているわけでありまして。

それから、あと、前に、去年の議会でも申し上げたとおりで、あれもまた継続して、いろんなスペース空いたときには与論島の宣伝をしていただいております。そ

れと、一番肝心なことをございますけれども、私どもは観光元年、これは対外的に申し上げる我々の決意と、もう一つは島民に対しての、町民に対しての協力のお願い、もう一つは私ども携わっている職員といたしますか、それを含めて、町の今までの予算の再チェックですね、もう効果、その他きちっとした、もう一回検討をして予算を乗せるかどうかということの必要性もきちっと費用対効果を検証してやろうという考え方で、今年それをするようにということで、今始めているわけですが、事業については補正等でまた皆さんにお願いをしてしかできないわけですが、どうしてもこの事業が即やらなければならないということがあれば、またお願いをして、効果のあるものはどしどしやっていきたいというふうに思っておりますので、今後またご指導、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（大田英勝君） 厳しい財政状況は本当に重々承知しておりますが、車もガソリンがなくては走らないわけでありませう。創意工夫にも限度があつて、やはりあとはエネルギーが必要となるわけでありませうから、本格的にやはり力を入れるとなれば、動くとなれば、それなりのものが必要になつてくるのは、これは必定であります。ですから、ぜひとも観光再生を実現果たすまでは予算措置の面でもなんらかの配慮を続けていただくように要望したいと思ひます。

幸い観光課、そして観光協会の皆さんもやる気満々のようでありませうし、また観光課のメンバーも太っ腹の課長を先頭に本当に観光向きの事業が整つてきたと思ひます。皆さんの今後の取り組みに期待したいと思ひます。

また、町長はこれまでもいくつもの難問を公約に掲げ、それを一つ一つしっかりと解決してきた実績もありませう。それだけに観光再生と、このろしを上げたことに対する町民の期待もまた大きいわけでありませう。一日でも早く二ケタ10万の大台を達成できるようしっかりと取り組み頑張つていただきたいと思ひます。私たちもまたお願ひするばかりじゃなく、協力を惜しむものではありませんので、ともに頑張つていきたいと思ひます。

最後に、町長、課長の決意の弁をいただいて終わりにしたいと思ひますが、一言ずつお願ひしたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 誠心誠意、頑張ります。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） すばらしいご教示をいただきまして、ありがとうございます。現在、福岡の方のコンサルタントと準備をしておりますが、そのついでにといつてはなんですけれども、日本旅行の方に本間君と坂田観光協会会長がご挨拶

に久々にまいりましたら、今年度6ページぐらいの与論版のパンフレットをつくっていただくために、先週、木曜日に早速来ていただいております。

そういったことで我々職員が、あるいは観光協会の携わる者が、外に出向いてもう一度与論の宣伝のために頑張っていきたいと思いますので、受け入れ態勢を含めて小さなことから一つ一つ整備をして進めてまいりたいと思います。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

○6番（大田英勝君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、6番、大田英勝君の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全部終了しました。

3名の皆さん、ご苦労さんでした。

午後は議案審議です。1時30分から開会しますので、定刻までお集まりください。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時49分

開会 午後 1時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第31号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第31号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしく願いいたします。提案理由の説明をいたします。

議案第31号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

健康保険法等の一部改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容としては、本年度より後期高齢者医療制度が創設されたことによる特定世帯及び旧被扶養者に係る国民健康保険税の減額、減免条項を定めることとあります。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。3番。

○3番（喜山康三君） 国の法律の改正に伴う条例の変更のようですが、概要について説明を求めます。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（沖 吉明君） 概要について、ご説明をいたします。後期高齢者医療制度の創設に伴い、低所得者に対する軽減についての配慮ということで、国保より後期高齢者制度への加入により単身世帯となる者について、5年間平等割、平等割と申しますのは一世帯当たりですね現在まで「2万800円」でありましたのを「1万400円」に軽減をすると。2番目に、今まで他の社会保険の被扶養者でありました現在まで保険を負担していない方々に対して、向こう2年間所得割を免除するといったようなことであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第32号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第32号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は戸籍法第117条の2第1項（戸籍事務のコンピュータ化）による磁気ディスクを持って調整された戸籍の記録事項による全部又は一部の証明を書面で行うことができることによる手数料の追加をするものです。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

3番。

○3番（喜山康三君） ちょっと細かいことですが、「戸籍謄抄本手数料1通につき450円」という形になっておりますけど、文言が。これは戸籍謄抄法、例えば発行か作成手数料という文言というのはこれには必要はないのか。この用語だけではこの意味が分からないんですけど、これは問題ないですか。手数料の前にその文言を入れる必要はないのかということです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。発行という文言を入れるべきか、否かということですが、失礼、交付手数料の「交付」という言葉を入れるべきか否かということですが、手数料関係、ほかのもすべてそうですが、手数料と申しますと、当然交付に係る手数料ということで、ちょっと私勉強不足で確認は取れていないんですが、あえて交付を入れる必要はないんじゃないかというふうに思いますけれども、この新旧対照表でも示しておりますように、この条例の改正の仕方は国の、あるいは県の準則に従ってやっております、特に問題はないというふうに考えておりますけれども、後ほどまた確認させていただいて、誤りがあればお答え申し上げたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第33号 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第33号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第33号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

故郷の自治体などに寄附した場合に住民税を控除する「ふるさと納税制度」が成立したことから、鹿児島県においては県と市町村がかごしま応援寄附金募集推進協議会を設立し、連携して寄附の募集を行い、集まった寄附金の10分の6を市町村へ交付金として交付することになりました。

この協議会からの交付金を設置済の「与論町ヨロン島サンゴ礁条例」基金に受け入れるため、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君） 勉強不足で大変申しわけございませんが、総務企画課長にお尋ねいたします。このサンゴ礁条例の使用目的がちょっと見ていなくて、忘れてまして、使用目的のところをちょっと説明していただけませんか。サンゴ礁条例のところです。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） サンゴ礁条例自体につきましては、サンゴの環境保全が1点、それからヨロンマラソンの運営につきましてが2点目、3点目が十五夜踊

りの保存、そして4点目が離島振興一般に係わるものということで、この4点を上げております。離島振興全般についてを4点目にいたします。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 今、一番私の4点目のところに注目をしておりまして、もしもそれが入ってなければですね、今のところが入ってなければ、この使用目的が限定されるんじゃないかということで非常に心配していたところなんです。

そこで、今、県が主体的に、今このいわゆる寄附金を集めるということでやっておりますが、これは県の方とのいわゆる協議はもうしっかりやってこられたものなのかどうか。どこまで、また確実なものなのかどうか、そこら辺をちょっと、おそらく企画課長の方が、総務課長の方が話は知っていると思いますから、そちらの方からご説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これにつきましては、先般、担当課長会と、それから市町村長によります協議会の立ち上げと2回ございました。その中で、いろいろと検討事項を各市町村から出ておりまして、既にこの寄附金条例が行われている市町村、またまったくしていない市町村と温度差がありまして、いろいろ検討したところでもありますけども、県の方としましては知事が先頭に立ちまして、各都会から集めていきたいということで、協議会説明会の時に知事が明言をされたということを受けて、県の方はこの協議会を立ち上げたというところだそうであります。

ただ、我々も1年前に立ち上げまして、いろんなところで宣伝をしてまいりましたので、私どもの立場も申し上げましていったんですが、既に立ち上げているところにつきましては、そのこと自体を妨げるものではないというふうに税務課長の方から明言をいただいておりますので、私どもとしては県の方からもお金をいただけるし、また自分たちでも各都会等で、この宣伝をして寄附金をいただいと、そういう二つの方向で進めていきたいなというふうに今は考えております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） いろいろとマスコミ等で私も周知をしているつもりですが、ここで申し上げたいことは、やっぱり各市町村において、ある程度のPR活動をされた市町村の方がより多く寄附を集められるんじゃないかということも考えられます。

ですから、知事・県を中心にしてやるということは、まったくそのとおりだと思いますが、そこでやっぱり指定ということで、できるだけ我々は本町のことを中心にして考えるべきだと思うんですね。そうなった場合には町長も議長も、あらゆる郷土・郷友会にもご出席されます。その席にですね、そのときにその方々のご協力

もいただきながらしていかないとですね、していかないと、これは非常に差が出てくるんじゃないかという気もするわけなんですね。だから、競争でもあるわけなんですよ。各奄美だけじゃなくて日本全国の問題でありますから、そういうこともありますから、できるだけそういう場所を捉えていただいて、ご出張の際はいわゆるPR活動と申しますか、ヨロン島、与論本町の財政、またいわゆる本町が今後におけるどういうことをしていきたいんだと。ただ単に漠然と寄附をくださいということで、それは共感をいただけませんから、やっぱりそういう会合において、本町は何々をしたいんだと、だから、そのためにはぜひ皆様方のご協力をいただきたいんだということの主体性というものをですね、いわゆる主体性どころか方向性というものを皆さん相談されて、アピールできるような、ぶれのないような話をしておかれた方がより効果的なものになるんじゃないかということで心配して申し上げているわけなんですね。

その点について、町長のご見解をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、内容については課長が説明したとおりであります。しいていまして、奄美ではヨロン島だけが条例をつくって、寄附条例をつくってやっていますので、与論はそのようにできるということになっているわけです。

その内容を一般の方々にはあまり大きな声では言えないと思いますけれども、やっぱり私ども郷友会にはきちっと理解をしていただくということで、既にいろいろとお願いはしております。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） ふるさと納税とサンゴ礁条例、サンゴ礁条例の場合は寄附という形で、ふるさと納税の場合は話に聞くとところによると6対4で、いわゆる市町村県民税みたいな同じ割り振りになるということでお聞きしていますけど、役場の方にも与論出身の方から苦情の電話が来ているんじゃないかと思っておりますけれども、私は与論の方にしたいのに、なんで県が4も取るんだと。実をいうと、個人名を上げたらなんですけど、与論出身の方から電話もありまして、非常にこれに対する別の意味での反発がありまして、その辺については県に対しての意向についてもご理解できるような形でアピールする必要があるんじゃないかと。与論町だけでやっていくわけにもいきませんので、その辺はふるさと納税する地元出身の方々にもきちっと理解を賜るように説明をする必要があるんじゃないかということとですね、納税と基金ということになっているわけで、今、質問があったように、サンゴ礁条例の場合は結局ふるさと納税を、サンゴ礁条例を受け皿として使われているわけですね。

結局、サンゴ礁条例の中の枠内でしか使われないと、結局この中で見ると教育とか、あるいは福祉とか、こういうものにはどういう形になるんだろうとか、ふるさとでも、教育面にも使って欲しいという気持ちのある方もいらっしゃると思うんですよ。そういう意味で人についての、これで制限はされないのか。その辺について、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、ただいま課長が説明した第4項の中で教育も全部使えるようにサンゴ礁条例はなっているわけですので、その点はまた大丈夫だと思います。

ただ、対象者といいますか、寄附をしていただく、あるいは納税をしていただく方々にきちっと理解してもらわなきゃならない点が1つあるわけですが、それはどっちにしても免税措置がなされるということなんです。条件はまったく一緒ですので、地元の島出身の郷友会の方々には「サンゴ礁条例のもとでお願いをします」ということでお願いをしてきているところですが、今後ともきちっとご理解いただきたいと思います。説明をしてまいりたいと思います。どちらも免税措置は一緒です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） サンゴ礁条例の場合は、またある意味では一つの思いに対して寄附される方もいらっしゃるわけですね。その場合を考えたときに、非常にじゃあ何でも使えるようになってっちゃうんで、その辺のところの区分けした形で寄附をいただく時の方法としてはどういう形になるんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点なんです、かえってですね、なんとといいますか、県が中心でやろうという納税の問題よりは、サンゴ礁条例でお願いした方がより具体的になっているということなんです。

寄附をされる方がサンゴを徹底してやってもらいたいということであれば、そういう条件を付ける、あるいは島の発展を、教育とかいろんな面を使って島の発展のためにという、いわゆる県が中心になってやっている税と同じ目的のあれであれば、第4項の中で謳われているとおりの「島の発展のために」という形でできるように、寄附される方の意思を実現できる形になっていますので、より協力いただける方々の意を採った形じゃないかと思っています。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第34号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第34号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第34号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入につきましては、負担金11万円、県支出金78万7,000円、雑入1,099万2,000円、老人保健特別会計繰入金1,357万8,000円、介護保険特別会計繰入金449万8,000円の増額、財政調整基金繰入金185万1,000円の減額、差引合計2,811万4,000円の増額となっております。

歳出につきましては、全体を通して各課、局、所等で給料や手当等の増減がありますが、これは人事異動に伴い増減であります。その他主な増額の内容として、地域生活支援事業180万円、堆肥センター運営費182万6,000円、林業振興費300万円、耕地関連事業費660万円、農地・水・環境保全向上対策事業費174万9,000円、農村工業団地浄化槽工事関連220万円、与論小学校管理費160万5,000円、総合型地域スポーツクラブ運営費400万円となっております。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 16ページの林業振興費についてお伺いいたします。

当初589万6,000円ということで予算を組んだわけですが、そこで改めて補正として300万円また増額計上がされております。これは非常に重要なことだと私は思っております、これは前の大きな台風の被害を受けた時点から、我々議会といたしましても、議会も全員満場一致で心配して、この地域の暴風林対策というものはしっかりしておかなければならないということで進めてまいりました。

もちろん県議の先生方のお力添えもいただきながら、県に行くときは県議の先生方を通して、その担当部の方にお伺いいたしましていろいろと本町の事情を説明したこともございます。また今、県議会議長であります金子議長にも、わざわざ私たちが泊まっているホテルの方においでいただいて、そしてあらゆる角度から説明をして、ぜひ協力をいただきたいということで、このこともしてまいりました。

そこで、お伺いいたしますが、300万をこの間、3月で決めた予算をですね、予算をまた300万円改めて計上するということは、非常に並々ならぬ町長、あるいは担当課長の意欲の現れだと思ひまして、どこまで進んでおられるのか、そこをお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この林業振興費の300万円の増額の件でございますが、当初、瀬良海岸の保安林指定をお願いをするということで、当初予算に用地費をお願いいたしまして、現在お願いをして今現在登記を進めているところでございます。あと残すところ1件のみちょっと難しいところがあるわけでございますけれども、それ以外は全部ご了解いただきましたので、今、買収登記をお願いしているところでございます。

したがいまして、今年度の登記が見込みができたということもありまして、今年度この瀬良海岸の基本概略計画というものをつくりまして、そして一応地元への説明会を行い、そしてまた平成22年度採択ということで準備をいたしておりますけれども、来年度、国の方にその瀬良海岸を保全施設に認定をお願いするというところで、今、県とも協議をいたしておるところでございます。

そういうことで、大変財政厳しい折でございましたけれども、この仮設計といい

ますか、これをもって地元説明をし、また県の方にも国の方にもお願いをして、平成22年度から向こうの護岸といいますか、砂防対策これを含めて保安林改良工事を実施していきたいということで計画をしているものでございます。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 誠によく頑張っておられると思います。これからはですねこうして、これはもう昨日、一昨日のことじゃなくして、これは3年前のことから始まっているわけでありまして、このようなすばらしい考え方もですけども、今度はこれを物にしなければならぬわけなんですね。約1,000万近くのお金を費やして、設計をしていただくわけなんです。ですから、町長におかれましては担当課長におかれましては、これはもう死にものぐるいで、今度は県とか国に対して本当に積極的に、たびあるごとにですねこれはもうしていかないと、ただ執行部だけがお願いするのではなくて、我々全体、議会においてもお互いに協力しあって、あらゆる政治力を使ったりですねやっつけていかないとこれは実行できないと思います。

ですから、お互いに目的意識を共有して進めていかなければいけないと思いますが、町長のご見解をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましては、まったくおっしゃるとおりでありまして、この7、8年来、向こうの件については国や県に陳情を重ねお願いをしてきたわけでありまして、今回のこれだけ予算を組むのに踏み切ってきたということは、県の方で本腰を入れてやるということで、私どももこうして思い切って踏み込めるわけでありまして。そういうことで県と合わせて、国の方にも今後なお一層心緩めることなく徹底して陳情していきたいと。

そしてもう1つお願いしてあるのが、非常に景勝地で観光地のメインの目玉の隣ですので、それを配慮した形での工法ということで、特別に最初からそのお願いでやってきていますので、今後また具体的にになったときに地域の方々とみんなお願いをして、いろんな方法を検討していただくということになるかと思っておりますので、そのときはまたよろしくおんをしたいと思ひます。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） あと、2点ぐらいお聞きしておきたいと思ひます。この17ページの農地・水・環境保全向上対策費であります。これは、本町の一般財源ということで補正を組まれているわけでありまして、鹿児島県本土においては、もう与論だけではなくして県本土の方はもう既にずっと前から始まっております。群島内部では一番これを先駆けてやったのが与論町でありまして、今最近になってやっと各奄美の市町村がこれに対しての、目を向けつつありましてですね、だいたい5、6

町村ぐらいいは、5町ぐらいいですかね、が今取り組もうというこゝでやっております。非常に、これはまたすばらしい事業だと思います。ですから今、この間自治公民館の館長さんと連絡協議会、部会との意見交換会をしました。その中에서도、非常に館長さんがこの事業に対しては非常に意欲的で、そして、これを生かして新規の振興のために使いたいというこゝで燃えておりまして、これは良い事業だと思います。

ところで、私がお聞きしたいのは、これは本物にならなければなりません。ただバラ撒きで、第三日曜日に、どういう形でそれを適当な考え方で持たれたらですね、そういうことをやっておりますが、やってはいないんですが、そういうことではこの効果性がちょっと問題になってくると思いますね。もちろん、これは国が2分の1、県町がまた残りの半分ということになっていきますから、これは本町からも一般財源を出しているわけですから、やっぱりしっかり監視をしていただきたい、指導もしていただきたいということなんです。

それともう1点はこの、こういうのに非常に極力協力するのは、だいたい婦人なんですよ婦人。各集落体のご婦人の方々が主体的に本当に頑張っておられる姿を見たときに、その婦人の方々というものは先進地の研修もしたい。その先進地というものは県本土ですね。奄美は始まったばかりですから、県本土の方に行って見たいと。そうしてそれに倣ってやっぱり地域を興したいんだと。いわゆるこの目的に沿った農地・水・環境保全に努めたいということが婦人会の中でも出ておりますし、また集落の館長さん方もそう言うておられます。

ですので、そういうことを汲み取られて、ぜひそういうところでも婦人会の方を中心にして、たくさんはいけませんけれども、各集落から今回東区だったら、次はどこかですね、この予算の中でできるわけですから、そういう指導もしていただかなければ、この集落まかせでですね、集落で探して、自分たちで先進地に行ってくださいということでは、これはあまり用を達していないところがあるんです。やっぱり行政の方から、こういう先進地があるんだと、だからここにぜひ行って、皆さんも研修してもらいたいということで行政の職員がついてですね、つかれて、やっぱりそういうふうに研修をしていただくことが必要かと思われまして、その点は担当課長としてどう思われますか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この農地・水・環境保全向上対策は、今ご指摘のありましたように去年から始まった事業でございますが、今年度ここに増額計上申し上げましたのは、去年まで割当ていただきましたのは550ヘクタール、与論町内で。それで本年度増額の228ヘクタール分をいただくことができました。それ

で、これはヘクタール当たり2万8,000円でございます。したがって、これから与論町にあと4年間638万4,000円が、この550ヘクタールが1,540万ですが、これにさらに追加いたしまして、毎年度2,178万4,000円が本町に交付される金額になっております。したがって、今ご指摘のように、この婦人会を中心にした視察ということでございましたけれども、去年は初年度ということにありまして、川内方面に各集落の役員等の方々が約30名ちょっとだったと思いますけれども、各集落のこの交付金の中から現地視察をしていただいております。

したがって、今年度はまた今おっしゃるとおり交代で婦人会なり、あるいはまた老人クラブなり、「老人クラブはいいです」と呼ぶ者あり]そういういろいろな角度から全員が視察をしていただくなりして、そして、このお金を使いながら、地域の環境をぜひ整備をしていただきたいと思いますと思っております。道路、水路ですね、中心にですね、ひとつ今後ともお願いをしたいと思っております。なかなか出る人は出るんですけども、出られない方が今本町でもいらっしゃいます。そういうことで、全員でぜひ出ていただいて、そしてまた周りの方々にも声掛けをしていただいて、ぜひこの環境整備をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 非常に良いことだと思います。ぜひ、そのように進めていただきたい。これから、来週からですかね、来週当たりから町長を中心にして、各校区を回って町政説明会があると聞いておりますが、そういう中でですね、そういう中でぜひこういうものは今、重点的に進めておりますよということで説明していただきたいということですね。

それから、もう1点は、清掃センターの件なんですけどね、これは答弁はいいませんが、今、これだけの清掃センターでゴミ処理に金が掛かっているんだぞということを町民に徹底して知らしめる必要があると思うんです、今現在は、課題はですね、問題は。ですから、この問題とゴミの処理問題ですね、これに関わるいわゆる燃えないゴミを焼却炉に持って行って焼いた場合に、よく聞いてくださいね、清掃センター所長、どれだけ、故障した場合にはどれだけの費用が掛かって、今現在、これだけのね金が掛かっているんだということを町民のご協力をいただかねばできませんから、そういうことはぜひ今度、町政説明会の中でお話していただきたい。

それから、あと2点であります。午前中、中山間地域総合整備事業の問題で坂元議員の方から質問がございました。議長、ちょっとだけ関連質問をさせていただきます。申しわけありません。これにはありませんが、ちょっと1つだけ質問をさせていただきます。中山間地域総合整備事業の中で、本年の道路整備が5、6本あるという

ことを担当課長は言うておられました。それで今、登記上の問題とか、地権者との土地の交渉で非常につまづいているところがあるということをお聞きいたしました。そこでですね、私は一つ申し上げたいことは、これは時限立法ですのでね、今年度が最終年度であるならば、今年度最終年度でできるものを早く打ち上げてですね、そして次の、いわゆる継続でできるということは聞いておりますから、延長はできるということですから、延長をするためには今年度に事業を終了しなければ、次に移られないということも聞いております。

ですので、この工法を変えましてね、例えばですよ、たとえばの話、この計画がですね、この計画がここに県道があるとします、例えばの話ですから、県道があつてですね、あつた場合に、この県道を利用するために、この道をつくりますね、つくろうと計画しております。なぜ、この道が必要かというたら距離が足りないから、ぶち切れた場合には、この距離が足りないから中山間事業に乗せられないということで、この距離のためにここまでのっけているということなんですね。今の現実、なんですよ。

だから、こういうことは確かに、これは規則上そういうことは分かります。分かりますが、ここに問題点があるならばですね、ここからここに問題点があれば、こっちから進めていけば良いんじゃないかという発想も必要なんですよ。こっちから進めてきて、この進めている間に、これを交渉すればいいわけですよ。これはできることなんです。だから、地域の方々も本当の要請はこれが必要なんですよ、必要なんだけれども距離が足りないから、ここをつないでもって事業にのっかけるということなんですね、地域の方もそれははっきり申し上げているわけなんです。

ですから、そういうことも考慮に入れて、事業というものはここからでしょうか、ここからしようとこれは一緒なんです。今の県道だってそうでしょう。県道だって虫食い状態のときもそうなんです。最初から100%の同意を得ることは難しい。午前中でも、その古里地区の整備の問題であっても同意率が少ない。だから、非常に頭を抱えているんだという担当課長のご説明がありましたけれども、この同意率というものは確かに今厳しいです。だから、朝、聞いてですね、これ大変だなと思って考えております。ですけれども、これはどこかで接点を見つけて、この間にこれをやりましょうじゃないかということもやっていかないとですね、事業を進めないと、県道はまさしくそのとおりなんです。できるところから進めていけないとできない。だから、この中山間地域総合整備事業の道路の新規道設、あるいは改良でもいい、改良とはできないかもしれませんが、そういう部分において、このことが、一直線のことが考えられないで、ここから進めようが、ここで進めるも一緒ですから。だから、できるところから進めていって、その次のここを交渉するという

発想をしていかないと、坂元さんに対する答弁もですね、これ成り立たないという気がいたします。延長は難しいと思います。ですので、そういうことを考慮に入れて、ぜひ力を入れて、この中山間地域総合整備事業の今年度の事業はスタートするんだという気持ちを持っていただきたい。そのための決意を町長、お聞かせいただけますか。そうしないと、これは認められませんので、町長の決意。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はおっしゃるとおりでありますので、頑張ってまいりたいと思っております。どちらから先にするかという問題等は道ができれば言い訳ですので、そういう点の問題等がですね、やっぱりそれはもう私どもとしてはどうしたら実現できるかというのが第一義でありますので、いただいた予算をきちっと使いこなして、はじめてまた次にお願いができるということですので、その点は考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 17ページ、これは商工観光費でございます。それで、元気な地域づくり事業、いわゆるグリーンツーリズム推進協議会の関係であります。ここでマイナスの46万1,000円減額されております。これは事前に県からの補助が今年から無くなるという説明は聞いておりました。それで、聞いていたところにですね、県費を削減してですね、県支出金を削減して一般財源そのものを残しているという形になりますが、この県の考え方、その県費を削減する、46万1,000円のその削減。どのようにして県は削減する、このグリーンツーリズムに対してどう考えているのですか。そこら辺の説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 事業につきましては、既に平成19年度まで補助金をいただいて、その組織をつくり上げていくというのが本来の目的でございましたが、20年度からはどちらかと申し上げますと、つくった組織を活用して展開をしていくという事業になってるものですから、既成の補助金が削られたということでございます。そういった中で、今、昨年度までにいろんな方々をお願いをいたしまして組織をつくっておりますが、本年度はいかに地元でできる受け入れの態勢ができるかというのを今、検討をしているところで、6月中にはなんとかまとめ上げて、その体験のコースとかも確立をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） ということは、その組織ができていないところにはまだ県費があるということですか。今の説明だとそういうふうに聞こえますよ。組織ができあがるまでは県費は出すけれども、組織ができたところにはもう県費が削られるとい

う説明ですけど、それで良いんですか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） いや、事業年度が3年間ということでしたので、17、18、19年の3年間ということでした。そして20年度からは補助金というのが、このグリーンツーリズムの関係の育成の補助金は県費としてはございません。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） それは確かな情報ですか。

○商工観光課長（久留満博君） はい。

○9番（野口靖夫君） 確かな情報ね。私は確かな情報ではないと否定はいたしません。否定はいたしません、今の鹿児島県の副知事、岡積副知事、あの人が商工観光労働部長の時に、この考え方をつくったもんなんですね。それから教育長になられ、それから教育長から今の副知事になられた、岡積、事業振興課のときからようお世話になった方なんですから、その人の話によるとですね、このグリーンツーリズムというものは、これは農林水産省からの指導でですね、指導の元でつくっている事業なもので、そこの事業が打ち切らない限り、県としては立ち上げていくんだと、財政的にバックアップしてするんだということを私聞いておりましたね、聞いておまして、それでこの間グリーンツーリズムの協議会を持ちました。持ちましたけれども、まだ組織はガタガタですね。ガタガタではないんですけども、ある程度まとまりつつあるんですけど完全な組織とはいえないですね。だから、私は一番正念場は今年だと思っておりますよ。今年のだいたい9月頃までには、この組織というものはしっかりした組織をつくり上げて、来年度にその事業を実施するんだという時期に来ていると思います。

ですので、これはこの当時の担当部長から言われた言葉ですので、再度確認していただけないか。再度その県の方に確認してですね、本当にそうなのか、そうであるならばですよ、この町単独でやってくれということであるならば、これは鹿児島県は協力しないということですからね、一銭も出さないということですからね。だけど、ほかの沖縄県でもどんどん進めています。我々、この間、大分にも行ってまいりました。大分でもどんどん進んでいるんです。日本もう全国吹き荒れているんですよ、この事業をやらなければいけないということで。じゃあヨロン島だけがこうなっているのかということになってきますから、もう一回確認をされて、本当に鹿児島県がやる気がないのか、また国からのそういう指導なのかということを確認してやっていただけないか。その点について、ご見解をお聞きしておきます。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） やはり本町の一番観光の振興は今後やっぱりエコとか、ブルーツーリズムあるいはこういったグリーンツーリズムを併用したような体験型の観光旅行というのが、最も対外的にPRできる部分だというふうに考えておりますので、ぜひ、先ほども申し上げましたが、既存の資源、これは人的なことあるいは島内のこの豊かな自然というのを活用した組織をちゃんと発掘をして、頑張ってみたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 最後にしたかったんですが、私が要求したのは、本当に鹿児島県がこの事業をやる気があるか、ないのかをもう一回確認していただけませんか。国からどういう、農林水産省からどういう指導がありますかということをお聞きしているわけなんです。だからその確認をもう一回していただけませんか。やる気があるか、ないか。また中央、県からの補助金はもう打ち切りですかということ確認していただけませんかということをお聞きしました。そこだけ、答弁していただけませんか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 分かりました。再度確認をしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 12ページ。次世代育成支援事業費が、離島地域出産支援事業費補助金が405万、それと隣の13ページの母子保健事業の方にまた280万で加算という形になっていますけど、これについての兼ね合いについてのご説明をお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ご説明申し上げます。当初予算を最初に組みましたときには、県の方もどうも内容がちょっと今一つ見えてこないというところもありました。そこで次世代育成支援事業の方に私どもが皆さんとともに要望してまいりました離島の出産支援事業についての補助金、補助金という形なのか、あるいは扶助費という形になるのか、その辺りもちょっとよくはつきりしない部分だったんですけれども、取りあえず一番近いということで次世代育成支援事業に計上させていただきました。

しかし、その後、蓋を開けてみまして、いろんな形で検討してまいりました結果、私どもの保健センターの方で扱っております母子保健事業費というところで組み替えをいたしまして、そちらの方で県の補助金と併せて町の補助金を上乘せしておさげすると。母子保健事業のところでは母子保健手帳とかですね、そういった

ことも交付いたしますので、いろんな実効性を考えて、こちらの方で改めて計上させていただきました。金額については若干ちょっと下がっておりますけども、これはその対象の方々が100%沖縄の方に行くということでもございませんので、いろんな角度から、だいたい何割ぐらいの方が行くだろうということで改めて計算し直しまして、このような形で母子保健事業費の方に計上させていただきました。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 続いて、次の12ページの療育センター費の中で、賃金が60万、合計で67万7,000円が補正されてきております。これは茶花保育所との関連があると思えますけど、茶花保育所の中のいわゆる法律に則った形の要員が揃っているか、中の人員についても非常に少ないんじゃないかというのが一部から出ておまして、療育センターの方に一人手配されていて、非常に大変だなという声もお聞きしております。

それで、この賃金の60万円はどういう性格のものでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 療育センター費につきましては、茶花保育所の中にあるということで、私が直接予算の査定をしたりしているわけではございませんが、茶花保育所の所長もこちらにまいっておりませんので、私の方で把握している範囲内でお答えさせていただきます。

療育センターの事業につきましては、先ほどありましたように、障害者自立支援法というのが、また平成18年度から、これまでの精神保健であるとか、あるいは知的障害者の方であるとか身障者の方々であるとか、そういった法律が個別にありましたけれども、これを一括した障害者自立支援法という法律が施行いたしましたけれども、そういった兼ね合いもありまして、障害を持つ小さな子どもたち、これを保育所の中で療育センターという看板を掲げてできないかということで、今回20年度の事業に新たに療育センター費というのを計上させていただいております。実際にご質問の中にもありましたように、茶花保育所のほかの健常な子どもたちと一緒にですね、障害を持つ子どもたちも一緒に保育を受けたり、いろんな活動しております。かなりそれなりの成果が出て好評をいただいているというふうに聞いております。現在6名ほどがいらっしゃるというふうに聞いておまして、6名ほどになりますと、やはり専任のそういったある程度の専門的知識を持った職員のカバーが必要ですので、そういったことで、この賃金も60万という補正を組まさせていただきましたというふうに聞いております。

この事業につきましては、ちょっと蛇足ですけども、国が2分の1、県と町が各

4分の1という負担で運営させていただいております。賃金につきましては予算の計上の仕方、あるいは査定の仕方はちょっと私伺っておりませんが、必要な範囲内で臨時職員の対応が必要だということで計上させていただいているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 保育所の運営についても、療育センターと一緒に運営しているわけで、人的配置のことでいろいろ問題があるんじゃないか、その中でも現場の方が努力をされておりまして、成果が出ているんじゃないかと思えますけれども、ひとつ人的配置について、もう少し配慮が必要じゃないかということ指摘しておきます。

それから、続いて15ページ、15ページの堆肥センター運営費の計量器定期検査、前の整備分銅使用料というのが13万円計上されているんですけど、これはどんなものでしょうかね。この堆肥センター1件をするために13万円のお金の分銅使用料を払うという形になるんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この計量器につきましては、毎年度県の計量検定所からの検査を受けなければいけないということで、これは各事業所も含めて行われるわけですが、この県の方からの分銅の使用料といいますか、手数料といいますか、そういうことで費用が請求が来るとということで計上したものでございます。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） これは堆肥センターだけでなく清掃センターとか、全部でこれ使われているんじゃないかと前にも伺ったことがあるんですけど、できれば統一した形で経費削減の方策とかは可能性はないのか。そういうことはできないのか。そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） これにつきましては、今後、観光課が一応窓口になっておりますので、そこらを含めて今後、全体的にこの検査費が含まれておりますので、そこあたりは今後また事務担当の方で検討できる範囲は全部で検討してご要望しておきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは度量衡のあれで大島支庁の方からの観光課を通じてきているわけですが、私は食協時代からその関係を指摘したわけですけど、向こうから

も日にちを決めてですね、何日にということで行政から一切秤、南島開発まで秤から全部ですね検査をするようになって、この検査手数料だと思います。

○3番（喜山康三君） はい、了解。分かりました。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第35号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長（町田末吉君） 日程第9、議案第35号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第35号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で国庫支出金154万7,000円、繰入金45万円の追加。歳出で、保険事業費199万7,000円を追加計上しています。

ご審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第36号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算
（第1号）

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第36号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第36号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の主なものは歳入で、国庫支出金229万円、県支出金41万9,000円、繰越金1,295万1,000円の増額。

歳出で、前年度精算返納金として償還金208万2,000円、繰出金1,357万8,000円の増額を計上しております。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第37号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算
（第1号）

○議長（町田末吉君） 日程第11、議案第37号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第37号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、支払基金交付金196万5,000円、繰越金674万5,000円の増額です。

歳出で、基金積立金8万4,000円、前年度分精算返納金として償還金353万4,000円、一般会計繰出金449万8,000円、予備費59万4,000円の増額を計上しております。

ご審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第38号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（町田末吉君） 日程第12、議案第38号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第38号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を申し上げます。

市町村合併により伊佐市が設置されたことに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第39号 奄美群島広域事務組合同約の変更について

○議長（町田末吉君） 日程第13、議案第39号、奄美群島広域事務組合同約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第39号、奄美群島広域事務組合同約の変更について、提案理由を申し上げます。

この規約変更は救急用ヘリコプター場外離着陸場の建設に係る負担金の支弁方法について、関係地方公共団体の協議により、定めることとなることから、地方自治法第286条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、奄美群島広域事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、奄美群島広域事務組合規約の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（町田末吉君） 日程第14、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第1号、専決処分を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）の、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布され、公布の日から施行の旨連絡を受けたので、与論町税条例の一部を改正する条例を直ちに公布し、4月30日より施行しなければならず、時間的に議

会を招集することができないため専決処分してその承認をお願いするものであります。

主な改正内容は、個人住民税について、寄附金口座の拡充、上場株式等の配当など、及び譲渡所得等に対する税率の特別措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設等であります。

ご審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（喜山康三君） 公的年金の特別徴収ということが出ておりますけど、これは47条、10ページですね、47条の2にあるものと思いますけれども、これについて概略、税務課長の説明を求めます。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（沖 吉明君） 平成21年10月から住民税を年金の方から徴収をするということでございますけれども、これは満65歳以上の高齢者の方で、年額が18万円以上の年金を受給されていらっしゃる方について年金から町県民税を天引きするといったような制度でございますけれども、ひとつこれ、私どもが大変心配しておりますことは、65歳以上の高齢者でも年金プラス給与所得とかね農業所得とかがございますので、その申告をすることによって、またその町県民税が変わってまいりますので、その還付とか、追徴とかですね、そういったような問題が当然出てくると思いますので、市町村の仕事が非常に多くなるということで大変心配をしているような制度でございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 介護保険に続いて後期高齢者、今度はこれにも飽きたらずに今度はまた地方税の方の住民税の方もみんな年金からはねようと。結局年間18万円から上の年金は、みんないろんな名前を付けて公的でもう天引きしようという。こういうのが全部見え見えで、次は一体何が年金から天引きされるかと思うぐらい、この天引きは、年金は公的なお金の支払いのための蓄えじゃないんですよ。そもそもこういうこと自体を持ってくること自体が、私にはもう到底理解できない。

年金は特にもう老後の生活の糧として貯めてあるのに、それから次々にはねるといこういう制度は非常に承服しがたいんですけれども、町長、こういうやり方について、町長はどう思いますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私の立場から行きますと、どうのこうの言えるあれじゃないんですけれども、私の考え方として、やっぱり対象になる方々には非常に大変であると思いますけれども、またやる方にしますと、なかなか徴収ができない、であれば取れるものから取って、取れないものはいいんじゃないかということも言える可能性がありますので、私どもとしては、これはもう非常に対象の方々には申し訳ないけれども、やっぱり私どもの立場からいけば、せざるを得ないんじゃないかなと思っているわけです。

ただ、強制的にどうのこうのして無理やりということじゃなくて、ある程度またいろんな相談も受けてやる必要があるかとは思っています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（喜山康三君） 町民福祉課長にお尋ねします。この18万を超えて年金をもらっている方、それ以下の方はおよそ何名ぐらいいらっしゃいますか、65歳以上で。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えいたします。後期高齢者ということで、新たに天引きをする方について申し上げたいと思います。

後期高齢者に、今度新しく新年度から加入されました被保険者の方々は1,000名ちょっとでございます、1,030名ほどですけれども、その中で後期高齢者保険料の年金天引きと、いわゆる特別徴収という対象になる方々は820名ほどいらっしゃいます。そして窓口納付という、いわゆる普通徴収の方々が210名、210から220名なんですけれども、そういう状況になっておりまして、ほとんどの方々が年金生活者ということで、ほとんどの方々が特別徴収、年金天引きになるということで、先ほど税務課長からありましたけれども、年金が18万円以上ある方は対象に、特別徴収の対象になりますけれども、例えば介護保険と、介護保険料と後期高齢者の分が例えば年金18万円のうちの半分以上になってきますと、これは年金天引きが難しいということで普通徴収になるというふうな状況になってまいります。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第1項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、6月16日本会議であります。日程の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻までに、ご参集ください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時47分

平成20年第2回与論町議会定例会

第 2 日

平成 20 年 6 月 16 日

平成20年第2回与論町議会定例会会議録
平成20年6月16日（月曜日）午後3時31分開議

1. 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 選挙管理委員及び補充員の選挙について

第2 陳情の委員長報告並びに討論採決

○文教経済常任委員長

陳情第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について

追加日程第1 発議第2号 教育予算確保に関する意見書

第3 議員定数、議員報酬等について調査報告の件

第4 閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会

2. 出席議員（11名）

1番 供利泰伸君

2番 福地元一郎君

3番 喜山康三君

4番 本畑敏雄君

5番 坂元克英君

6番 大田英勝君

7番 酒匂展秀君

8番

9番 野口靖夫君

10番 麓才良君

11番 喜村政吉君

12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0名）

欠員（1名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12名）

町長 南政吾君 教育長 田中国重君

総務企画課長 元井勝彦君 会計課長 松井村悦君

税務課長 沖吉明君 町民福祉課長 沖野一雄君

清掃センター所長 杉田愠孝君 産業振興課長補佐 町敏文君

商工観光課長 久留満博君 建設課長 高田豊繁君

教委事務局長 野田俊成君 水道課長 岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員（2名）

事務局長 岩村中里君 書記 林孝徳君

開議 午後3時31分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（町田末吉君） 日程第1、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、瀧正夫君、林繁蔵君、川畑辰興君、田畑富雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、瀧正夫君、林繁蔵君、川畑辰興君、田畑富雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、椋山継男君、田中満良君、村田實君、竹野光雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、椋山継男君、田中満良君、村田實君、竹野

光雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序はただいま、議長が指名しました順にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

-----○-----

日程第2 陳情の委員長報告並びに討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第2、陳情の委員長報告並びに討論採決であります。

陳情第2号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についての件を議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。6番。

○文教経済常任委員長（大田英勝君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第2号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請についての陳情について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では、6月9日の本会議終了後、委員会を開催し、教育長、教育委員会事務局長の参与を求め、教育予算関係の現状について説明を受けた後、それを踏まえて審査をしました。

義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1になり、さらには地方交付税までが削減されてきたため、財政力の乏しい地方になればなるほど、教育関係予算の確保が困難になり、教育の機会均等という本来全国民が等しく享受すべき基本的な権利が著しく損なわれており、教育の分野にまで地域間格差が生じてきている。

したがって、教育の充実による人づくりを島是とする与論にとっては、教育予算の拡充は切なる願いであるとの共通認識から、採決の結果、採択すべきものと全会一致で決定しました。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について、の件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について、の件は、採択することに決定しました。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時35分

開会 午後3時36分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（町田末吉君） お諮りします。

ただ今、お手元に配布のとおり、大田英勝君ほか2名から意見書案の提出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号、教育予算の拡充に関する意見書提出の件を議題としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発議第2号 教育予算の拡充の拡充に関する意見書提出の件

○議長（町田末吉君） 追加日程第1、発議第2号、教育予算の拡充に関する意見書提出の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。6番。

○6番（大田英勝君） 発議第2号、教育予算確保に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、与論町議会議員大田英勝、賛成者、与論町議会議員野口靖夫、賛成者、

与論町議会議員麓才良。

提案の理由。

政府において、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響で、本町において安定した教育予算を確保することは困難となっております。

さらに、教育条件の自治体間格差が広がっており、本町の子どもたちが受ける教育水準にも影響が出るのが懸念されます。

子どもたちに豊かな教育、きめの細かい教育実現のためにも、教育予算を国全体で確保し、充実させる必要があります。

したがって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとするものであります。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、教育予算確保に関する意見書提出の件を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、教育予算確保に関する意見書提出の件は可決されました。

-----○-----

日程第3 議員定数、議員報酬等について調査報告の件

○議長（町田末吉君） 日程第3、議員定数、議員報酬等について調査報告の件についてを議題とします。

与論町議会議員定数等調査特別委員長の報告を求めます。11番。

○与論町議員定数等調査特別委員長（喜村政吉君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました議員定数、議員報酬等の調査の経過と結果について報告いたします。

平成19年12月定例会において、議員10名からなる議員定数等調査特別委員会を設置し、平成20年1月31日県町村議会議長会事務局長との研修会、4月21日集落の代表である自治公民館長との意見交換会を実施しながら委員全員による論議をなし、検討を重ねてまいりました。

財政問題等による昨今の社会情勢から削減ありきの議論が先行し、あたかも定数減が善であるかのごとき風潮があり、少数精鋭などという声も聞かれますが、定数減は行政への住民参加、発言の場のバロメーターであり、削減ありきは住民参加、発言の場の縮小につながりかねません。

多くの場合、地縁・血縁で左右される町村選挙において、定数減は特定の人に有利となり、幅広くあらゆる階層の代表機能としての役割が縮小し、票を多く取る人が少数精鋭でもあるかのごとき状態に陥りかねません。

むろん、定数は多すぎても少なすぎても合議体としての機能を果たせなくなるわけでありますので、慎重且つ適切な数を決定することが重要であります。本町議会は4年前の改選時において、16名から12名に削減したばかりであり、今回は現状維持で行くべきとの認識で一致いたしました。

なお、さらなる見直しが必要であるならば、地方制度調査会における道州制の問題や議会活性化等の審議の動向を見据えながら、9月の改選で新しく選出された新議員で検討していくことが望ましいとの結論に至りました。

このような観点から今回は現状のままでいくべきとの結論に達しました。

以上で、議員定数等調査特別委員会における報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま委員長の報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数、議員報酬等についての調査の件は、終了することにいたします。

-----○-----

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出について

○議長（町田末吉君） 日程第4、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営の各委員長から、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回与論町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 喜山康三

与論町議会議員 麓才良